

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ（案）に対する意見募集結果

○ 提出件数 41件

(1) 事業者団体 5件

- ・ (社)衛星放送協会
- ・ (社)デジタルラジオ推進協会
- ・ 日本コミュニティ放送協会
- ・ (社)日本新聞協会
- ・ (社)日本民間放送連盟

(2) 放送事業者等 27件

- ・ 朝日放送(株)
- ・ (株)アニメックスブロードキャスト・ジャパン
- ・ 宇宙通信(株)
- ・ (株)エフエム大阪
- ・ (株)エフエム東京
- ・ (株)エフエムナックファイブ
- ・ 大阪放送(株)
- ・ 九州朝日放送(株)
- ・ ジェイサット(株)
- ・ 静岡エフエム放送(株)

- ・ ジュピターサテライト放送(株)
- ・ (株)スカパーフェクト・コミュニケーションズ
- ・ (株)ソニー・放送メディア
- ・ (株)テレビ朝日
- ・ (株)日経ラジオ社
- ・ (株)ニッポン放送
- ・ (株)日本ケーブルテレビジョン
- ・ 日本テレビ放送網(株)
- ・ 日本放送協会
- ・ (株)フジテレビジョン
- ・ (株)文化放送
- ・ (株)毎日放送
- ・ 横浜エフエム放送(株)
- ・ 読賣テレビ放送(株)
- ・ (株)AXN ジャパン
- ・ (株)BS 朝日
- ・ (株)FM802
- ・ (株)WOWOW

(3) 新聞社 2件

- ・ (株)朝日新聞社
- ・ (株)読売新聞東京本社

(4) その他 3件

- ・ アイピーモバイル(株)
- ・ 伊藤忠商事(株)
- ・ 楽天(株)

(5) 個人 4件

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ（案）に対する提出意見について

《 目 次 》

1. 「第1章 放送を取り巻く環境の変化」に対する意見	1
2. 「第2章 マスメディア集中排除原則の基本的考え方」に対する意見	3
3. 「第3章 持株会社を活用した民放経営の在り方」に対する意見	11
4. 「第4章 衛星放送についての規律の在り方」に対する意見	25
5. 「第5章 新たな放送サービスへの対応」に対する意見	34
6. その他の意見	43

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ（案）に対する提出意見について

※各項目内の提出意見は、例えば、賛成意見、反対意見などある程度グループ化可能なものを一つの区分として整理。

各区分内では事業者団体、放送事業者等、新聞社、その他の事業者、個人の順にグループ化し、五十音順に並べたもの。

1. 「第1章 放送を取り巻く環境の変化」に対する意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
1	1(3)	地上放送	3	<p>1. 地上放送のデジタル化に関しては、<u>ラジオ放送のデジタル化に関する記述も必要</u>と考えます。</p> <p>【理由】 基幹メディアである地上放送についての記述では、テレビジョン放送のデジタル化にしか触れていませんが、平成15年10月以来モアチャンネルとして実用化試験放送を行っており、まもなく本放送の開始が予定されているラジオ放送のデジタル化についても言及することが適切と考えます。（デジタルラジオ推進協会）</p> <p>2. 「第1章放送を取り巻く環境の変化」 1、放送のデジタル化の進展、冒頭部分に“いずれのサービスについても、基本的には平成23年にはアナログ放送を終了し、デジタル放送に移行することが予定されている”とあり、また(3)地上放送部分にも“地上放送については・・・平成23年7月にはデジタル放送に完全移行（アナログ放送は終了）する予定”と記述されている。当社は昭和29年より地上音声（ラジオ）放送を52年間にわたって実施してきている事業者であるが、<u>上記記述は地上テレビジョン放送について述べられたもので、地上音声（ラジオ）放送に該当するものでない。従い、上記記述は誤りであり、訂正されるべきである。</u></p> <p>すべての放送のデジタル化については、最初の指針が示された、平成10年10月「地上デジタル放送懇談会 報告書」の冒頭部分に、</p> <p>① 映像を中心に音声及びデータも提供できる「地上デジタルテレビジョン放送」と、</p> <p>② 音声を中心にデータも提供できる「地上デジタル音声放送」</p> <p>のふたつの放送を実現する、と明記されている。その後、急速にデジタル化が浸透してゆく中で、両者がデジタル技術面できわめて近似したものになっているのは事実であるが、いっぽうで音声放送（ラジオ）はメディアとして、現在もきわめて重要な役割を果たしている。たとえば、ほんの一例であるが、本年8月14日、東京で起きた大停電の際に、電気が供給されなかった環境の中で、国民が正確に情報を得ることができた主要メディアはラジオであった。そのようなラジオの役割を考えるならば、<u>本項で音声メディア（ラジオ）についても、本項で、テレビと同様に現状を踏まえた、より明確な記述がなされるべき</u>と考える。（ニッポン放送）</p>

3. 現在の放送政策では、2011年以降もアナログラジオが継続し、デジタルラジオの実用化試験放送が既に行われていることを明記すべきである。

【理由】・「基幹メディアである地上放送」としての、地上ラジオ放送が言及されていないにもかかわらず、「(3) 地上放送」という見出しでは、すべての地上放送を対象としているかのような誤解を招く。

・「いずれのサービスについても、基本的には、平成23年にはアナログ放送を終了し、デジタル放送に移行することが予定されている。」という表現では、アナログラジオも終了するかのような誤解を招く。

・2003年10月以来、モアチャンネルとしてのデジタルラジオの実用化試験放送が行われていることに言及されていないのは、不自然であり、ラジオがデジタル化と無縁であるかのような誤解を招く。(横浜エフエム放送)

2. 「第2章 マスメディア集中排除原則の基本的考え方」に対する意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
2	1(1)	意義と目的	6-7	<p>1. 取りまとめ案第2章「マスメディア集中排除原則の基本的考え方」並びに第3章「持株会社を活用した民放経営の在り方」において、<u>マスメディア集中排除原則の目的と意義が現時点でも不変であることを確認し、放送の多元性・多様性・地域性の確保が今後も視聴者の利益確保のために重要であることが明記されていることを高く評価します。</u>（朝日放送）</p> <p>2. 日本の放送は、これまで、一般放送事業者とNHKとの併存体制と、いわゆるマスメディア集中排除原則の下で発展し、健全な民主主義の発達に資するという期待にこたえてきたものと考えます。「取りまとめ（案）」は、<u>放送の多元性、多様性、地域性を確保し、もって視聴者の利益を確保するというマスメディア集中排除原則の目的は現在も変わらない意義を有するとの認識に立ってまとめられており、その考え方は適当と考えます。</u>（日本放送協会）</p> <p>3. 表現の自由を確保することについては賛成ですが、近年、権利を乱用または行使された自由によって結果的に被害を受けるもの等への対策が遅延していると思われます。<u>放送における自由の保護は、送り手の表現の自由保護ではなく、受けて側の自由保護権利である事を忘失されているのではないかと考えます。</u>これらについても、もう一步踏み込んだ表現を求めます。（個人）</p>
2	1(2)	規律手法	7-8	<p>1. 取りまとめ案は多様性、地域性の確保について、「表現の自由の直接的な制約につながる面があるため、従来どおり、構造規制を基本とする」としながらも、「具体的な適用場面によっては行為規制を行うことも考えられる」と述べているが、これには慎重な議論が必要である。「<u>具体的な適用場面</u>」が拡大解釈されぬように、取りまとめ案に例示されている、<u>放送持株会社傘下の放送子会社への適用に限定する旨を要望する。</u>また、行為規制の具体的手法として「一定比率以上の地域番組の確保」が示されているが、番組内容の規制につながる懸念や放送事業者の番組編成上で過度な負担がかかる懸念もあり、実態を踏まえた慎重な検討が必要である。（日本民間放送連盟）</p> <p>2. 本取りまとめ案では、「表現の自由の直接的な制約につながる面があるため、構造規制を基本とする」としながらも、「<u>具体的な適用場面によっては</u>」行為規制の導入も考えられるとしているが、<u>慎重な議論が必要。</u>行為規制が導入されることになった場合でも、本取りまとめ案の言う「具体的な適用場面」が拡大解釈され、放送事業者の番組編成が必要以上に制限されることのないよう、「<u>放送持株会社制度内に限ったの適用</u>」であること等を明示することを要望する。（フジテレビジョン）</p> <p>3. <u>資本の地元要件撤廃を念頭に一定比率以上の地域番組の確保のための規律導入を検討することは、地域ごとの経済力により地域番組を提供できるスポンサー企業の数が大きく異なることや各放送事業者の経営体力に大きな差があり、一律に</u></p>

			<p>決めがたいこと、また番組編成・内容について法的義務付けを課す事は、放送事業者の編成権の自由を制約することになることから、<u>慎重であるべき</u>と考えます。(毎日放送)</p> <p>4. 取りまとめ案には、「放送事業者に対して出資することが可能な者が限られているという現在の地域経済の実態に照らすと、結果として、良質な番組の放送を担保するための経営の弾力性を阻害するおそれもある。このため将来的には地元資本要件を撤廃することを念頭に、これに代えて一定比率以上の地域番組の確保のための規準を導入することについて、引き続き、検討を深めていくことが適当である。」とあるが、<u>地元資本要件撤廃に代えて一定の比率以上という数値規制によって「地域性の確保」を実現するという部分に無理を感じる</u>。地元企業等の参画度合いが薄くなる中で、地域番組の比率をクリアするための番組作りを考えると、これまで以上に地域に密着した放送を実態として維持できるとは考え難い。(読売テレビ放送)</p> <p>5. 「<u>地域性の確保</u>」に関して、「<u>将来的に地元資本要件を撤廃する</u>」方向性を示したことは実情に即したものであり、評価できる。一方、その代替措置として、「<u>一定比率以上の地域番組確保のための規準を導入する</u>」ことを検討することには反対する。この行為規制は放送番組の編集権に対する直接的な規制、介入となりかねないためだ。<u>「地域性の確保」についても、放送事業者の自律的な判断を前提に検討されるべきである</u>。(朝日新聞社)</p> <p>6. <u>構造規制の維持については大きく賛成します</u>。ただ、実際は資本等による直接的な支配から、政治的なものや、制作並びに運営者への特定思想を支持するものを優先して起用するなど間接的な支配が既に横行しているように見受けられます。これらの集中支配を即刻排除するための施策を求めるため『現実的には難しい』などと逃げず、もっと踏み込んだ表現をして欲しいと考えます。(個人)</p> <p>7. 在京キー局は地方局の自主性を阻害しないようにすべき。これこそがマスメディア集中排除原則の本分のはず。(個人)</p>
2	1(4)	制度の現状	<p>8-11</p> <p>1. 取りまとめ案中 (イ 適用状況) にマスメディア集中排除原則違反事例の遠因として地元経済の疲弊を挙げているが、<u>もう少し検証を深める必要を感じる</u>。(読売テレビ放送)</p> <p>2. <u>商業活動が県域を越えて行われることが当たり前となっている現在、<u>広告収入に依存する地方民放局を県域で縛るのは時代錯誤である</u></u>。 情報発信手段が多様化している現在、地域文化の発信は地方民放局でなくてもよく、広域化されたとしても地域文化が衰退することは無い。 <u>関東、東海、近畿、岡山・香川、島根・鳥取だけに広域放送を認めているのは合理性を欠いている</u>。(個人)</p>

2	2(1)	見直しの基本的考え方	12	<p>1. 取りまとめ（案）はマスメディア集中排除原則の緩和は「段階的に行う」としているが、放送と通信を取り巻く環境変化は特にこの数年顕著であり、経営判断には従来以上にスピードが求められていることを考慮し、<u>緩和は必要に応じてスピード感を持って行われるよう要望したい。</u>（テレビ朝日）</p> <p>2. 昨今の放送に関する議論では、<u>経済性や技術論が中心となり、公共性の視点を欠いていることが多い。</u>このような中、<u>マスメディア集中排除原則の基本理念の堅持という公共性に基づいた考えを示して、調査研究会が取りまとめ（案）を作成したことについては高く評価する。</u>（日本テレビ放送網）</p> <p>3. <u>放送の多元性、多様性、地域性の確保に当たっては、放送の基本的な特性である表現の自由に配慮して構造規制を基本とすることとされている点や、マスメディア集中排除原則の見直しは視聴者の利益が増大する方向で行い、緩和はその影響を見定めながら段階的に進めるべきだとされている点についても、適当と考えます。</u>（日本放送協会）</p> <p>4. <u>時代の要請に応じて、引き続き柔軟な対応をするよう求める。</u>それが放送のデジタル化を円滑に、かつ強力に推進するために不可欠である。<u>厳格な規制が課されているキー局やキー局と同等の扱いをされている出資者について、より一層の緩和措置を要望する。</u>（朝日新聞社）</p>
2	2(2)	「支配」とする基準の在り方	12-15	<p>1. 取りまとめ案は、異なる地域間の『支配』の基準について、「<u>ただちに緩和する必要があるとは言えないが、今後、環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当</u>」と述べている。この点については、<u>ローカル局経営の安定化を図る施策の柔軟性を確保する観点からキー局の資本参加や支援のあり方を検討し、必要な範囲において出資比率制限の緩和等についても検討していくべきもの</u>と考える。（日本民間放送連盟）</p> <p>2. 取りまとめ案では、異なる地域における「支配」の基準について、「<u>現状においては直ちにこれを緩和することは必要があるとは言えないが、今後、環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当である。</u>」と述べられている。昨今の情勢を鑑みると、今後検討が必要になるのは、<u>キー局とローカル局間の出資制限の緩和</u>と考えられる。ローカル局経営の安定化を図るためには、<u>出資制限の緩和も含めて、キー局からローカル局への支援の在り方を検討することは必要と思われるが、放送の多元性、多様性、及び地域性が損なわれることのないよう、慎重に検討を進めることを要望する。</u>（九州朝日放送）</p> <p>3. <u>キー局とローカル局間の出資比率制限（5分の1以上の議決権保有の禁止）を緩和し、商法・証券取引法上、株主総会において特別決議事項の決議を阻止できる水準（3分の1超）まで出資が可能になるよう要望する。</u></p> <p>【理由】 マスメディア集中排除原則は、ローカル局の経営強化を念頭に3年前に一部が改正されている。平成15年2月の放送政策研究会報告書では、「インターネットの急速な進展や多チャンネル化の進展などメディアの環境変化や、地上ローカル局のデジタル化のための投資負担が増大するなど経営環境の変化に対応して一定の緩和をしていくことが適当」との認識が示され、その後、国は隣接するローカル局間については、議決権保有の禁止の水準</p>

を5分の1以上から3分の1以上へと緩和し、一定の条件を満たす場合には、局間の経営統合をも可能にするという大幅な規制緩和を行った。

以来3年経つが、隣接するローカル局間の増資や資本提携は、ローカル局の経営強化策としては不十分だったようで、新制度を活用した例はひとつもない。前回の規制緩和策は、将来ローカル局を取り巻く経営環境が厳しくなるだろうという認識が底流にあったと考えられるが、3年経った現在、当時心配されていたデジタル化のための投資負担はやや軽減されてきてはいるものの、広告費の地方への投下率の減少など、ローカル局の経営環境は以前にも増して厳しくなっている。

すべての放送事業者の完全デジタル化は元より、国全体としてコンテンツ生産力を増強するには、高い番組制作能力や技術力を有する首都圏や在阪の広域圏局とローカル局との関係強化が不可欠であり、そのための制度整備が必要と考える。「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」が、「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する」ことを提言しているのも、放送事業者の現状と今後の政策目標を考慮した結果と受け止めるべきと考える。

これらの理由から、次の緩和策では、当社はキー局を含む広域局によるローカル局の議決権保有制限を現行の「5分の1以上」から、最低限、隣接するローカル局間の出資比率制限「3分の1」程度まで緩和すべきものとする。しかし、制度整備は行ったものの活用されないという事態を避けるためには、真に放送事業者の経営の自由度を高める使い勝手のよい制度整備にする必要がある。単なる数字合わせではなく、その数字が経営上、大きな意味を持つことが重要と考える。すなわち商法・証券取引法上、株主総会において特別決議事項の決議を阻止できる3分の1超の出資が可能になるよう制度変更することを強く要望する。

ただし、ここで言う「3分の1超」の出資とは、3分の1を超えて無制限ということの意味するものではない。あくまで3分の1程度を考えており、商法・証券取引法上、意味を持つ数字ということで3分の1超という表現を使った。具体的には33・4%程度をイメージしている。(テレビ朝日)

4. マスメディア集中排除原則見直しに際しては、本取りまとめ案においても言及しているとおり、基本的な考え方として、メディアの多様化や地上デジタル放送の実施に要する多額の投資の必要性など経営環境の変化を考慮する必要があるが、本取りまとめ案においては、異なる地域における支配基準について、「現状において直ちにこれを緩和する必要があるとは言えないが、今後環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当」とするにとどまっている。

地上放送事業者に関して、これまでのマスメディア集中排除原則の意義や政策目的を維持しつつ、最も有効かつ実効性のある方策は、地上波キー局とローカル局の資本的関係に関する規制（異なる地域における支配基準＝5分の1以上）を

緩和することで可能になると考える。引き続き、現実的で柔軟な対応を要望したい。(フジテレビジョン)

5. 放送の公共性を堅持する観点からも、放送事業者を実質支配する大株主については、一定の適格性を確保する必要がある。最終とりまとめにあたっては、この必要性を盛り込んだ上で、具体的な制度について検討をお願いしたい。(フジテレビジョン)

6. 放送の公共性から、「大株主について一定の適格性を確保する事の適否について今後考える事が必要」としているが、適格性の確保は制度上必要なものと考えます。ただし、その基準については国民の生命の安全と財産権の保護を主眼とし、公平中立を守る為には、資本の論理、経済原則主義で資本力による強引な支配が行われる事が無いよう、極めて慎重にかつ透明性を確保した論議を経て策定されるべきと考えます。(毎日放送)

				<p>7. <u>適格性確保の適否について検討することに反対する</u>。放送事業者の大株主の移動は2005年、再免許の際だけでなく随時報告する制度に改められており、現行制度で十分と考える。放送事業者の自律性に基づく行政を継続すべきである。(朝日新聞社)</p> <p>8. まず、「適格性」の定義が不明確である。取りまとめ案は「現在、放送事業者の株主については、所有する株式の比率に関係なく、制度上何ら適格性も求められていない」としているが、それによって重大な問題が生じたことがあるのかどうかについてまったく説明がない。これまで特に問題が発生していないのであれば、現行制度を変える必要はなく、<u>放送事業者の株主に関する規制は、外資規制とマスメディア集中排除原則だけで十分である</u>。(読売新聞東京本社)</p>
2	2(3)	テレビジョン放送とFM放送の兼営	15-16	<p>1. 論旨および「<u>同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を認めることを適当</u>」とする結論について賛成します。また、この結論が早期に制度化されるよう希望いたします。(エフエム東京)</p> <p>2. <u>兼営を認める方針に賛成</u>します。(毎日放送)</p> <p>3. 取りまとめ案では、「同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を、新たな経営の選択肢として認めることが適当」と述べているが、既存のテレビ局とFM局が経営統合を行ってひとつの会社となる場合は、新規の開局がある場合とは違って、その地域の視聴者にとっては選局の選択肢が一つ減少し、放送の多元性、多様性が損なわれることにならないだろうか。<u>テレビジョン放送とFM放送の兼営についても、慎重に検討を進めることを要望する</u>。(九州朝日放送)</p>
2	2(4)	三事業支配禁止の例外の明確化	16	<p>1. マスメディア集中排除原則が制定された1959年以降、メディアの質的多様化や量的拡大は急速に進んでいます。地上民間テレビジョン放送は、約9割の世帯において4チャンネル以上の視聴が可能となっており、ラジオ、BS・CSの各衛星放送、CATVとあわせ、多くの視聴者が多チャンネルの放送を享受しています。また、インターネット利用人口は9,000万人に迫ろうとしています。全国紙、地方紙、雑誌等の印刷媒体に加え、各種の放送、インターネットメディアを利用することで、人々の情報入手手段の多元性と情報内容の多様性は、当時とは比べものにならないほど拡大しています。このような状況から当協会メディア開発委員会は繰り返し、マスメディア集中排除原則、とりわけ同原則に含まれる「三事業支配の禁止」規定について撤廃を含めた見直しを求めてきました。</p> <p>にもかかわらず、今回、総務省が示された「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ(案)(以下、「取りまとめ案」)は、同一地域におけるテレビジョン放送、AM放送、新聞の同時支配を禁止したいわゆる「三事業支配の禁止」規定を存置するとともに、新たに「テレビ・FM・新聞」の三事業支配についても同様に原則禁止・例外許容として扱うことが適当との考えを示しています。これは、<u>これまで繰り返し「三事業支配の禁止」規定の撤廃を求めてきた当委員会の主張と対立するものです</u>。</p> <p>同規定は、地上放送に関する同原則を定めた「放送局の開設の根本的基準」9条ただし書きにあるとおり、「ニュース又</p>

		<p>は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれ」を防止することが目的であると考えますが、前述のとおりメディア環境が大きく変化している今日、新聞と放送の連携がさらに進むとしても、情報入手手段や言論の多元性、多様性は引き続き確保されると考えます。もし、<u>今日においてもなお独占的頒布の「おそれ」があると想定するケースがあるのであれば、その根拠を具体的に示して説明すべきです。</u></p> <p>そもそもメディアである放送に対する公的規制は、言論・表現の自由を踏まえ、混信防止対策など必要最小限にとどめるべきであり、新しい時代の放送局経営にあつては、経営の自由度をできるだけ高めることも重要だと考えます。</p> <p>以上、当委員会の指摘について十分に検討し、<u>「三事業支配の禁止」規定撤廃を含めた見直しを行うよう、貴省にあらためて求めます。</u>（日本新聞協会）</p> <p>2. <u>三事業支配禁止が例外的に許容される要件である「独占的頒布を行うこととなるおそれの有無」について客観的検証を行うこと、ならびに、許容範囲外の場合には厳正に三事業支配の解除措置を採るべきである。</u>三事業支配禁止の例外により、多数の後発放送局は、同一地域での競争条件において不公平な環境条件を与えられてきている。自由競争の中では、その<u>目的が不明確な「三事業支配禁止の例外」は根本的に撤廃すべきもの</u>と考える。例外許容されている場合でも、現実に「独占的頒布か否か」については、定期的に、明確かつ客観的な基準によりその判定を行い、判定結果が示されることが必要であると考えます。さらに、その判定の結果「独占的頒布」と判断された場合は、厳正なる解除の措置を採るべきである。今回、三事業支配の例外の明確化の基準として例示された「特定の地域における新聞購読シェアが50%を超える新聞社によるテレビジョン放送とラジオ放送の同時支配は『独占的頒布を行うこととなるおそれ』があるとした上で、……」は、一つの考え方と理解する。（静岡エフエム放送）</p> <p>3. <u>規律の基準はできる限り明確であることが望ましいことから、いわゆる三事業支配禁止の例外に関して基準を明確化すべきだとされている点についても賛成します。</u>（日本放送協会）</p> <p>4. <u>基準の明確化について賛成します。</u>（毎日放送）</p>
2	その他	<p>1. 第14回 開催のヒアリングにおいて、J C B Aよりご意見を提出させていただきました。現在、全国196局の放送局が開局し、今後「マス排」の規制がコミュニティ放送局に大きな影響が予想されます。</p> <p>コミュニティ放送にはコミュニティ放送に適応した制度と規制をお願いいたしました。2011年のデジタル化により今後、コミュニティ放送の開局が飛躍的に増加する可能性が出てきました。現在では開局の難しい関東、近畿地区の大都市圏での開局が可能になると、全国で最大1000局程度の放送局が出来ます。従って、「マス排」の制度も規制も、これらの状況を想定した制度が望ましいと考えます。</p> <p>今回の意見の取りまとめ（案）は大きな企業規模の放送局、三事業支配、ネットワーク支配を重点においた意見のよう</p>

				に思われるが、コミュニティ放送という、全く違った制度の更なる普及するためには、 <u>地域性、企業規模などの更なる要素を加味した制度</u> をお願いいたします。(日本コミュニティ放送協会)
--	--	--	--	---

3. 「第3章 持株会社を活用した民放経営の在り方」に対する意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
3	1(2)	持株会社の活用によるメリット	18・19	1. 持株会社の活用のメリットとして、「コンテンツのマルチユースに向けた著作権処理を持株会社において一元的に行うこと」が掲げられているが、兼営の場合とは異なり、複数の会社に係る当該処理を一元的に行うことは容易ではなく、メリットとは言いがたい。（フジテレビジョン）
3	2(1)	放送持株会社の制度化の必要性	19・20	<p>1. 標記取りまとめ案が、マスメディア集中排除原則の目的や意義は不変であることを確認したうえで、多メディア化による競争の激化、デジタル化投資等に伴う民放の経営環境の変化を踏まえて同原則を見直すことが適当との方向を示したことは評価できる。また、放送分野において持株会社によるグループ経営を可能とするため、「<u>放送持株会社</u>」制度を導入し、<u>外資規制を適用するなどの制度的措置を講じるよう提言したことも、時宜に合ったもの</u>と考える。（日本民間放送連盟）</p> <p>2. 制度化する持株会社の形態として、取りまとめ（案）で「<u>純粋持株会社とすることが適当である</u>」とされていることについては、<u>最近の企業関連の法制度の変化を取り入れたものであり、経営の選択肢が拡大する</u>という点で、評価できるものと考えます。なお、持株会社ではない放送事業者が、放送事業者を子会社とすることに関しては、これまでの規律の範囲内であると考えます。（スカイパーフェクト・コミュニケーションズ）</p> <p>3. <u>放送持株会社の制度化については賛成する。</u></p> <p>【理由】 多様な形態の持株会社を認める制度整備は、時代の趨勢に適合するものであり、企業連携やグループ経営の選択肢を拡げることとなるので、これを放送事業にも活用できるようにすることについて賛成する。純粋持株会社は、多メディア時代において“基幹放送”と位置付けられる地上放送、ならびに既存の無料BSデジタル放送の経営と放送サービスを今後も安定的に継続していく上で、有効な手段と思われる。（テレビ朝日）</p> <p>4. 取りまとめ（案）が示した<u>放送持株会社制度</u>や携帯端末向けサービスの独立サービスは、<u>経営形態の選択肢の拡大にもつながるものであり、考え方としては賛成である。</u>（日本テレビ放送網）</p> <p>5. 本取りまとめ案で提示された複数の放送局を支配下に置く<u>純粋持株会社（＝放送持株会社）の制度化は、放送事業者の経営の選択肢を広げる点で評価したい。</u>（フジテレビジョン）</p> <p>6. 放送事業者が視聴者の多様なニーズに応え、社会発展に貢献するには健全な企業体であることが必須の要件であり、<u>経営基盤を強化する方策の一つとして、持株会社制度を作ることに賛成する。</u>（BS朝日）</p> <p>7. <u>純粋持株会社を新たな選択肢とすることに賛成する。</u>（朝日新聞社）</p> <p>8. 1997年の純粋持株会社の解禁、その後の連結会計、自社株買いの解禁、株式交換・会社分割制度の導入など、一連の商</p>

				<p>法・会社法の改正は、事業会社の事業基盤強化の利便性を高めることはもとより、金融市場を担う株主・投資家にとっても投資環境の合理性を促す施策でもあると認識している。今後の民放経営、特に株式市場に上場している在京キー局の今後の事業展開を考えてみた場合でも、<u>資金の出し手である投資家利益保護が配慮されることを前提に、純粋持株会社が活用されることは、ブロードバンド映像配信が普及するなどメディアの多様化が進む中で、通信事業者など周辺事業者による資本力を背景としたコンテンツ調達力や企業買収力に対抗するための企業価値向上、資本力強化を促す一手段としても重要と考える。(個人)</u></p>
3	2(2)	制度化する持株会社の形態	20	<p>1. 個々の放送事業者は、地域や事業規模によっては現に十分な経営基盤を有し、デジタル化投資や他の事業者との連携を進める一方、地域に根ざした独自の番組を数多く制作しています。持株会社の導入にあたっては、純粋持株会社の採用が明記されておりますが、それらの放送事業者の自律性や地域性確保の取り組みが妨げられることのないよう、<u>傘下の放送事業者の経営基盤の強化が不可欠なケースに限られるよう十分な配慮が必要と</u>考えます。(朝日放送)</p> <p>2. 事業持株会社ではなく<u>純粋持株会社とするのは賛成</u>です。(毎日放送)</p>
3	2(3)	放送持株会社についての規律の基本的考え方	20-21	<p>1. 取りまとめ案は、主として、複数の放送事業者の支配を前提に持株会社によるグループ経営に関する必要な規律を示していると考えられるが、放送持株会社の制度化の検討にあたっては、<u>まずは、経営基盤の安定や経営の自主性を主眼としながら、必要最小限の規律に止めるべき</u>である。(日本民間放送連盟)</p> <p>2. 持株会社の制度化については、民放経営の選択肢を拡げることになる点で評価しますが、<u>経済効率のみを優先させて地域の視聴者の利益を損なうことのないよう、各放送事業者の意見を十分に汲み上げた慎重な議論を求めたい</u>と思います。(朝日放送)</p> <p>3. <u>放送の多元性、多様性、地域性の確保は必要不可欠な条件</u>であり、このような規律が<u>引き続き的確に確保されるようにすることは必要</u>と考えます。(毎日放送)</p>
3	2(4)	放送持株会社に関する適格性確保	21-22	<p>1. 個々の放送事業者より社会的影響力がさらに増すことなどから<u>適格性の確保は必要</u>であると考えます。その<u>判断基準の策定、実際の運用に当たってはさらに慎重な論議をした上で、透明性を確保し、公平性を担保することが不可欠</u>と考えます。(毎日放送)</p> <p>2. 放送持株会社そのものや、放送持株会社の一定の大株主に関する<u>適格性確保の判断基準については、公平・中立を旨とする放送法制や放送事業の実態に専ら依拠した判断基準が望ましい</u>と考える。国民の財産権保護を専ら主眼としており放送事業とはもともと性格を異にする<u>銀行業での持株会社制度をそのまま援用することはふさわしくない</u>。(日本民間放送連盟)</p> <p>3. 第3章2(4)「<u>放送持株会社の適格性確保</u>」については、<u>現行の放送局免許の審査基準同様の制度上の仕組みが必要</u>と</p>

考えます。(朝日放送)

4. 「放送持株会社の適格性確保」については基本的に賛成だが、規制強化には反対する。

【理由】 放送持株会社の公共的役割や社会全体に対する影響力の大きさから、事業を担うものの適格性を確保するために一定の規律を課すことは妥当なものとする。しかし、公権力の過度の介入が起きないようにする工夫が必要である。調査研究会では、「適切なガバナンス」や「放送事業の経営管理についての知識・経験と社会的信用」を担保するための制度上の仕組みが必要としているが、当社は、現行の放送局免許の審査基準の要件で十分と考える。また、放送持株会社の大株主に対しても適格性を求めるのは二重規律に当たると思われるため、持株会社自身に適格性を課すことで十分だと考える。(テレビ朝日)

5. 持株会社の適格性を確保することを理由に、現行の放送局免許以上の基準を設けることには反対する。民主主義を支える情報産業の一翼を担う放送事業への公権力の介入は厳に戒めるべきであり、放送事業者の自立性が基本になるべきと考えるからで、具体的な制度設計にあたっては放送事業者をはじめ幅広い意見を集めることを希望する。(BS朝日)

6. 具体的な制度化にあたっては、放送事業者や関係者の意見を十分に聴取することを要望する。取りまとめ(案)が頻繁に言及している銀行法による銀行持株会社は、その公共性の性格が放送とは異なるので、銀行持株会社制度をそのまま援用すべきではない。放送持株会社制度の導入後も、柔軟な対応と不断の見直しが必要と考える。(朝日新聞社)

7. 「適格性」の定義が不明確である。個々の放送事業者については、再免許の際に放送を続ける母体として適切かどうかチェックされている。放送持株会社は個々の放送事業者の自律性や地域性を確保するために純粋持株会社とするのだから、放送持株会社への適格性確保は不要。ガバナンス確保も放送持株会社の自律的な取り組みに委ねるべきであり、取締役会の構成を条件とすることに反対する。(朝日新聞社)

8. 取りまとめ案は「適格性を持たない法人が放送持株会社になった場合、その子会社となる放送事業者の放送について、放送法の趣旨や各種規律にそった適切な放送が確保されないなど視聴者の利益が害されることが懸念される」としている。

子会社が放送事業者として適切か否かは、これまでも再免許の都度チェックしてきたはずである。その仕組みが機能しているのであれば、それで十分であり、放送持株会社の適格性確保のための制度まで設ける必要はない。再免許の際の仕組みが機能していないのであれば、機能するように現行の仕組みを改善するのが先決である。行政手続きの簡素化という観点からも、屋上屋を重ねるような放送持株会社の適格性について制度上の仕組みは設けるべきではない。

仮に、適格性確保のための仕組みとして、放送持株会社設立時の許可や認可、認定などの制度を想定しているのであれば、反対である。本来、メディア企業に対する規制は必要最小限にとどめるべきであり、放送持株会社に適格要件などの規制の網をかぶせれば、親会社を通じた子会社の言論・表現の自由に対する行政府の介入につながることを懸念されるか

				<p>らだ。(読売新聞東京本社)</p> <p>9. 放送事業は公共性が高いことにより、「マスメディア集中排除原則への適合性や一定の財政的基盤がある事、適切なガバナンスの確保や放送事業の経営管理についての知識・経験と社会的信用がある事」が適格性の具体的基準として言及されており、弊社も同意見です。</p> <p>「放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する」環境の変化により、今回の放送制度の見直しが行われているものと認識しており、適格性の確保を前提として、新規参入者が積極的に様々な形態で基幹放送にも参加し、時代に即した新たな放送事業を展開する事で視聴者の利便性の向上を目指すべきであると考えます。(伊藤忠商事)</p> <p>10. 放送持株会社に関する適格性の具体的内容として、「適切なガバナンスの確保」が挙げられていますが、新会社法で「適正なコーポレート・ガバナンスの確保」が求められていることなどから、当面は何らかの規律を課すのではなく、各放送持株会社または個々の放送事業者における自主的取組に委ねるほうが適当であると考えます。(スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p> <p>11. 取りまとめ案は、放送持株会社に関する適格性の具体的内容のうち「ガバナンスの確保」について、「マスメディア集中排除原則の趣旨に則った経営が行われることが、取締役会の構成等を通じて確保されるようにすることが考えられる一方、まずは、各放送持株会社の自主的取組にゆだねることも考えられる」としている。この点に関しては、そもそも「経営の選択肢を拡大する」という目的で放送持株会社を導入するのであれば、取締役会の構成にまで規制の枠をはめてしまったのでは経営の自由度を阻害することになりかねない。従って、ガバナンスの確保に関しては、各放送持株会社の自主的取組みに委ねるべきであると考えます。(読売新聞東京本社)</p>
3	2(5)	放送持株会社の形態	22-23	<p>1. 放送持株会社の形態について、取りまとめ(案)に示された「キー局・系列局一体型」、「地域ブロック型」については、前述のように、基幹放送の安定的な運営に大きなメリットがあるという点から強く支持するものであるが、有料課金放送であるCS放送は基幹放送には当たらず、放送持株会社が傘下に収める子会社の対象として地上放送やBS放送と同等に扱うべきかどうかについては、慎重な検討を要するものとする。(テレビ朝日)</p>
3	3(1)	マスメディア集中排除原則の適用	23-26	<p>1. 第3章3(1)「放送持株会社が子会社とし得る放送事業者の数等に一定の制限を設け、その後の状況に応じて段階的に緩和していくこと」及び「放送持株会社が同一地域の複数の地上放送事業者を子会社とすることの禁止」については、放送の多元性・多様性・地域性確保の観点から賛成します。</p> <p>同項「異なる地域の複数の地上放送事業者を子会社とすること」にも賛成しますが、「グループ経営のメリットを十分に確保するため、子会社の放送対象地域が全国をカバーできるようにすることも念頭に検討することが適当」とされている点については、自律経営可能な放送事業者が一律に放送持株会社の傘下に組み入れられることのないよう、持株会社の制</p>

度設計について十分な配慮が必要と考えます。また、複数のキー局系列に属しているローカル局も多く、これらを一様に放送持株会社の傘下に収めることは、個々の地域における放送の多様性を損なうことにつながる懸念があります。(朝日放送)

2. 「放送持株会社が子会社とし得る放送事業者の数等に一定の制限を設けた」上で、「メディア特性や放送対象地域が異なる複数の事業者を子会社とすること」が可能となることには、賛同いたします。(伊藤忠商事)

3. 放送持株会社が「子会社化できる放送事業者数を制限する」ことについては反対する。

【理由】 放送持株会社が子会社化できる放送事業者数をあらかじめ制限するという調査研究会の提案については、経営の自由度を高めるという持株会社制度導入の意義との整合性が認められないこと、また、制限する事業者数の客観的な根拠が乏しいことなどから、規制には反対する。持株会社制度を導入する理由は、各放送事業者が財務上のスケールメリットを追求できるようにすること、そして、スケールメリットを背景にした報道取材や番組制作力の強化にあると考える。取りまとめ(案)でも、「放送持株会社によるグループ経営のメリットを十分に確保するため、これら子会社の放送対象地域が全国をカバーできるようにすることも念頭において検討することが適当」との指摘がなされている。関与する放送事業者の数は、理論的には多ければ多いほど持株会社制度の効果は大きく、特段な理由がない限りは、これを妨げるべきではないというのが当社の考えである。

経営基盤強化にあたっての環境整備は個々の企業にとって異なることから、この観点からも一律の数量制限は不適切であると考えます。放送の多元性、多様性、地域性を確保するのに適した客観的な事業者数を設定するのは本質的に困難であり、その数の決定に際して行政の恣意が入り込む余地が大きい点も大いに危惧するところである。(テレビ朝日)

4. 同項「放送持株会社に対する出資は、子会社である複数の放送事業者に対する同時出資に相当するものとして」扱い、放送事業者に対する出資と同様マスメディア排除原則を適用することについては、原則的に賛成します。ただし現実に即した形で運用されるよう、不断の見直しは必要と考えます。(朝日放送)

5. 複数の地上放送事業者を子会社とする放送持株会社の「5分の1以上の議決権保有」を不可としているが、マスメディア集中排除原則同様、3分の1超の議決権保有が可能ないように同原則を緩和することを要望する。

【理由】 異なる地域の複数の地上放送事業者を子会社とする放送持株会社への出資の上限は、マスメディア集中排除原則同様、商法・証券取引法上、株主総会において特別決議事項の決議を阻止できる水準に引き上げるべきものと考える。これは取りまとめ(案)が、「放送持株会社に対する出資は、子会社である複数の放送事業者に対し同時に」出資することに相当するものとして扱う」としている通り、マスメディア集中排除原則の緩和と放送持株会社

への出資規制の緩和は表裏一体と考えるからである。また放送持株会社が敵対的買収にさらされたときの安定的な株主の確保という面から、さらに、一体的かつ永続的なグループ経営とコンテンツ制作の推進の面からも、一定規模の株式を保有する大株主の確保もひとつの経営オプションとして担保されるべきものとする。と考えるからだ。

総務省「通信・放送の在り方に関する懇談会」でも指摘されたとおり、基幹放送事業者のコンテンツ生産基盤の拡充が、今後の情報分野において重要な位置を占めることは間違いない。しかし、その実現には資本の強化が必要になる。当該調査研究会が、持株会社に対する議決権保有の制限を提案しているのは、特定の事業者によるメディア支配を懸念してのことかと思われるが、既存放送事業者の資本強化への道を開く上では不十分と言わざるを得ない。メディア支配の防止は、取りまとめ（案）に示されている持株会社の適格性の審査や、基幹放送事業者間相互の資本提携の規制などで対応できるものとする。と考える。（テレビ朝日）

6. 取りまとめ（案）は、放送持株会社の議決権保有の上限が20%未満という考え方を示した。しかしながら、20%以上の議決権を保有する株主からなる放送事業者も多々あり、この制度の活用は困難なことも予測される。平成16年には規制緩和があったが、その制度は未だに活用されないままである。このようなことが起きぬよう、今回の制度整備における議決権の数値は、取りまとめ（案）による理論的なものではなく、実態に則したものとなることを希望する。（日本テレビ放送網）

7. 現行制度より保有規制が実質的に強化されることに反対する。既存の株主が直接・間接出資により現状の株式保有状況を維持できるよう、弾力的で使いやすい制度となるようにすべきである。また、新たな制度を設けてからも、不断の見直しが必要と考える。（朝日新聞社）

8. 取りまとめ案は、「放送持株会社に対する出資は、その持株会社が複数の放送事業者を子会社として完全支配していることから、子会社である複数の放送事業者に対し同時に出資することに相当するものとして扱うことが適当である」としているが、この点に関しては論理に飛躍があるとする。

放送持株会社の場合は、「個別に必要な場合に限定した特例的緩和措置」として、複数の放送事業者を支配することができるわけだが、支配者はあくまでも放送持株会社である。放送持株会社は子会社の放送事業者を直接支配する形だが、放送持株会社の株主についてみれば、放送事業者を直接支配することにはならない。ここで準用すべきは現行マスメディア集中排除原則の「間接支配」のルールである。それによると、放送持株会社の株主が子会社となるすべての放送事業者を間接支配したと言えるのは、その株主の保有する放送持株会社の議決権が50%を超えた時にほかならない。

従って、放送持株会社に対する出資に関しては、取りまとめ案にあるように、地上放送事業者を子会社とする場合には「5分の1以上の議決権を保有することは基本的にできない」とあるとか、BSデジタル放送事業者を子会社とする場合には「3分の1以上の議決権を保有することは基本的にできない」というのではなく、子会社となる放送事業者が地上放

送事業者であれ、BSデジタル放送事業者であれ、あるいは地上放送事業者とBSデジタル放送事業者が混在する場合であれ、一律「2分の1超の議決権を保有することはできない」とすることによって、現行制度と整合性が取れることになるものと考える。(読売新聞東京本社)

9. 米国ではディズニーがABCを、GEがNBCを子会社として運営しているように、資本主義市場の原則である「自由な経済活動と適切な競争」の上で、適格性(公共性の他に多元性・多様性・地域性)の担保が図られるべきであると考えます。(伊藤忠商事)

10. 平成18年7月19日付「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ(案)(以下「取りまとめ(案)」という)にて指摘されているとおり、①平成23年のデジタル放送への完全移行化に向け、今後中継局整備等に多額の投資が必要であること、②競争の激化等の厳しい経営環境にあつて、経営のより一層の効率化が必要となってきたこと、③通信等の放送周辺分野との連携強化が不可避的な趨勢となってきたこと等の諸事情に鑑み、複数の放送事業者を子会社とする放送持株会社制度の解禁に向けた放送法の改正もやむをえないと認識しております。

しかしながら、下記理由から、放送持株会社に対しては現状の出資比率制限を適用すべきで無く、別の方法によりマスメディア集中排除原則の確保を図るべきと考えます。

1. 取りまとめ(案)によれば、「放送持株会社に対する出資は、その持株会社が複数の放送事業者を子会社として完全支配していることから、子会社である複数の放送事業者に対し同時に出資することに相当するものとして扱うことが適当」であり、「異なる地域の複数の地上放送事業者を子会社とする放送持株会社については、これらの地上放送事業者についての「支配」とする基準が5分の1以上の議決権保有とされていることから、何人もその持株会社の5分の1以上の議決権を保有することは基本的にできない」とされております(取りまとめ(案)25頁参照)。しかしながら、かかる方法で、放送持株会社に対しても同様の出資比率規制を課すことは、通信事業者等、他の事業会社が、放送持株会社との事業統合を目指す場合、当該放送持株会社と当該事業会社とが共通の持株会社を設立する方法で事業統合を図ることを認めないことを意味し、統合の選択の幅を極端に狭めることとなります。かかる結論は、放送持株会社導入の根拠の一つとして挙げられている「通信等の放送周辺分野との連携強化が不可避的な趨勢となってきたこと」と明らかに矛盾すると言えます。

2. そもそも放送事業者に対して出資規制がなされている根拠は、放送の多元性、多様性、地域性の確保といったマスメディア集中排除原則の実現にあります。しかしながら、かかる多元性等の確保の方法として、議決権保有率の制限のみが挙げられるわけではございません。取りまとめ(案)も「放送持株会社については、一の者が所有又は支配できる放送局等の数を制限する現行の方法と異なる新たな尺度を導入することが考えられる」と指摘しており、具体例として、

①放送事業者の広告料収入等の合計が全体に占めるシェアについて一定の制限を行うこと、②視聴可能世帯数を尺度とし、放送事業者による視聴可能世帯数の合計について一定の制限を行うこと、③視聴率を尺度とし、放送事業者による視聴率合計について一定の制限を行うこと等を挙げております（取りまとめ案 23 頁～24 頁参照）。

3. 実際、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」関連資料 73 頁によれば、調査対象となっている米国、フランス、ドイツ及びイタリアの 4 カ国のうちで、日本と同様に議決権を基準として規制を行っているのはフランスだけであり、他の 3 ヶ国は別の基準で規制を行っております。また、現実問題としても、たとえば地上放送事業者に対する「支配」基準を 5 分の 1 以上と規定しているにも関わらず、朝日新聞社及び日本経済新聞社が、テレビ朝日及びテレビ東京に対してそれぞれ約 34%を保有しているといった矛盾も存在しております。

4. 従って、放送持株会社に対する出資規制については、現状の出資比率制限を直ちに放送持株会社に適用するのではなく、別の方法によりマスメディア集中排除原則の確保を図るべきと考えます。（楽天）

1 1. 放送持株会社への大株主の適格要件規制、出資規制について、「純粹持株会社制度を採用しない」という選択肢があること、「第三者株主が出資する中間持株会社を導入することによる間接支配力を希薄化できる」という手段もある中で、純粹持株会社の大株主の適格要件や出資比率については、「20%未満への外資規制など国益の観点から必要と見られる規制の純粹持株会社への適用」、「現行の放送事業単体(放送子会社)に対する株主適格要件等の規律の継続」を前提に、原則、制限を設けるべきではないと考える。機関投資家などの一般株主・投資家が参加する金融市場の立場からは、上場純粹放送持株会社への大株主の適格要件規制、出資規制については反対である。

特に、運用目的で投資する機関投資家など多くの一般株主・投資家を出資者とする上場放送持株会社の場合、個別株主の適格要件規制や出資制限を設けることは、事業会社による放送子会社の過度な買収防衛のための制度の乱用など実質規制強化に繋がる恐れがあるなど株主平等原則に抵触する懸念もある。

また、本来の純粹持株会社制度の目的である株式交換による経営統合など大胆な異業種を巻き込んだ事業再編(例えば、映画会社やテーマパーク事業会社など異業種コンテンツ関連企業との経営統合など)による新たな収益機会の追求や、これを支援する多様な投資家の投資余地を確保するべきとの考え方に従えば、純粹持株会社の大株主の適格要件規制、出資規制が株式交換を活用した大胆な異業種再編などの阻害要因となる可能性もあり、金融市場から見た純粹持株会社の経済的メリットを制限してしまう恐れがある。

非放送事業者の経営支配を排除する規制としては、本来の独禁法の持株会社制度の趣旨と航空持株会社の事例に倣い、放送持株会社の設立要件、放送持株会社の子会社の事業範囲を規定する「会社の総資産に占める放送子会社の株式取得価額の合計が 50%以上になっていること」といった規制・監視に留めるべきと考える。(個人)

			<p>12. <u>放送持株会社という新しい形態の制度化に当たっては、放送の多元性等が引き続き十全に確保できるよう、マスメディア集中排除原則の適用関係を含め、多角的な検討が望まれるところです。放送持株会社が異なる地域の地上放送事業者を子会社とすることについて「全国をカバーできるようにすることも念頭に置いて検討することが適当」(25 ページ)とされている点も含め、<u>放送の多元性、多様性、地域性が引き続き十全に確保されるよう、今後の制度化に際しては、十分な配慮を行う必要があると考えます。</u></u></p> <p>なお、緩和に当たっては、「取りまとめ(案)」でも指摘されているとおり、いったん規制を緩和すれば再度規制することは困難であること等から、それまでに行われた緩和措置の実効性を十分に見極めることも重要であると考えます。(日本放送協会)</p>
			<p>13. 同一地域での3事業支配の規制など、マスメディア集中排除原則の考慮は引き続き必要と考える。しかしながら、同一地域でのIP再送信等の普及など、光ファイバーによるIPネットワーク化など情報通信環境の進展などを考慮すれば、これまでの放送局数による所有規制を廃し、1996年から局数による所有規制から視聴可能世帯数による所有規制に移行した米国のように、我が国でも<u>視聴可能世帯数、また同一地域内であれば視聴シェア(視聴率)による所有規制に移行することが好ましいと考える。</u>視聴者の立場から見れば、伝送路の多様化により今後、益々地上波、ケーブルテレビ、IP再送信などで同一番組が見られる機会が増えるようになり、伝送路の違いが意識されなくなる方向にある。今後、視聴者の利便性の観点に従った柔軟かつ合理的な地域メディアの事業再編の可能性も展望される中で、マスメディア集中排除原則における所有規制の単位を放送局数から視聴可能世帯数、また同一地域内であれば視聴シェア(視聴率)による所有規制に移行することにより、メディアの多様化に則した合理性の高いマスメディア集中排除ルールになるものと考えられる。(個人)</p>
3	3(2)	外資規制	<p>26</p> <p>1. 放送分野における「放送持株会社」の制度化は、多メディア化により競争が激化する中で、民間放送事業の経営基盤の強化や効率性向上に資する選択肢の一つとなることを前提に賛成する。また、放送持株会社について、子会社である放送事業者に対する外資規制の実効性を確保するため、<u>放送事業者と同様に外資規制の対象とし名義書換拒否権を付与する方向が示されたことは評価できる。</u>(日本民間放送連盟)</p> <p>2. 第3章3(2)「<u>放送持株会社を外資規制の対象</u>」として扱うことについても賛成します。(朝日放送)</p> <p>3. <u>放送持株会社を外資規制を課すことについても賛成する。</u></p> <p>【理由】 外資規制については、現在、外国人等による放送持株会社の経営支配の可能性は完全には払拭されておらず、放送事業者同様、放送持株会社についても外資規制の対象とし、会社に名義書換拒否権を付与するのは妥当なものとする。(テレビ朝日)</p> <p>4. また出資、<u>外資規制についても、持株会社の持つ社会的影響力が大きいことから所要の規制が必要</u>と考えます。(毎日放</p>

				<p>送)</p> <p>5. 取りまとめ案は「放送持株会社については、子会社である放送事業者に対する外資規制の実効性を確保しつつ、的確なグループ経営を可能とする観点から、放送事業者と同様に外資規制の対象とし名義書換拒否権を付与することが適当と考えられる」としている。</p> <p>放送事業者を対象とする現行の外資規制は、放送が国際的に割り当てられた電波という有限希少な国民的財産を使って行われ、かつ、政治、経済、社会、文化など様々な分野に及ぼす影響が非常に大きいことから、「自国民優先」という基本的考え方に基づいて導入されたものである。放送持株会社の場合、自らは放送事業を行わなくても放送事業者を完全支配する形になるため、<u>外資規制の対象とすべきなのは当然であり、必要不可欠な措置と考える</u>。従って、外資規制の対象となる放送持株会社に名義書換拒否権を付与することに賛成である。(読売新聞東京本社)</p>
3	3(3)	子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保	26-27	<p>1. 第3章3(3)「子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保」のため「一定の義務を放送持株会社に課すこと」及び「一定割合の地域番組の提供を確保する行為規制を導入すること」については、<u>番組内容や番組編成に対する規制につながる懸念もあるので、慎重な検討を要する</u>と考えます。(朝日放送)</p> <p>2. 持株会社を通じて系列全体の資金調達を行うことや、設備や人材を共有化するなど、デジタル投資が重く押し掛かる民放経営にとっては、持株会社の活用によるメリットは大きいと考えられる。しかし、一つの持株会社が複数の放送事業者を子会社として経営支配する形態では、それぞれの放送事業者の自主性、独立性が損なわれ、放送の多元性、多様性の確保が困難になるのではという懸念がある。持株会社の制度化においては、<u>子会社となる放送事業者、特にローカル局の番組編成、番組制作等の自主性、独立性が確保できるように留意して欲しい</u>。</p> <p>また、取りまとめ案では、「子会社であるローカル局の地域番組を十分に確保するため、従来の構造規制に代え、一定割合の地域番組の提供を確保する行為規制を導入することが必要」と述べられている。地域番組が確保されることには賛成であるが、どの程度の割合にするのかは、それが各ローカル局にとって過度の負担とならないように、各局の意見を十分に取り入れるべきと思われる。また、行為規制の導入については、それが憲法で保障された「表現の自由」を侵すことのないよう、慎重な検討が必要である。(九州朝日放送)</p> <p>3. 放送持株会社に対し、①持ち株会社への適格性要件②子会社の番組編集の自由と地域情報の確保のための一定の義務を課す一ことについては、<u>放送持株会社に対する過度の規制となるおそれがあるので、慎重な検討が必要</u>である。</p> <p>【理由】 「子会社の番組編集の自由と地域情報の確保」のため一定の義務を課すという調査研究会の提案については、実際に持株子会社の番組編集権や地域情報の発信が侵害されているという事実が明白になった時点で、その是正措置として一定の義務化を検討するのが筋であり、現時点での導入は単なる“行為規制”の適用になる。表現の</p>

			<p>自由を基本理念に、番組編集については、放送事業者の自主性に任せるというこれまでの原則を貫くべきものと考えます。(テレビ朝日)</p> <p>4. 子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保については、その趣旨は重要と考えますが、<u>一定割合の地域番組の提供を確保する行為規範の導入については、地域の特性や、情報の重要度等様々な要件で、番組編成が行われている事を考えると、極めて慎重であるべきと考えます。(毎日放送)</u></p> <p>5. 持株会社による経営基盤強化のために、地元資本要件に代えて<u>地域番組の提供についての行為規制導入を考え、その結果として根幹である「地域性の確保」が低下する可能性があるのならば、本末転倒にもなりかねない。</u>取りまとめ案にもあるように、平成23年デジタル放送への完全移行のためのデジタル投資がローカル局経営の大きな負担となるならば、視聴者の利益確保を第一義として、実態に即した慎重な議論の継続を要望する。(讀賣テレビ放送)</p> <p>6. 地上民放127社の平均ローカル番組比率は12.8%と低い実態を考慮すれば、無条件に放送持株会社から子会社である放送事業者の番組編集権を切り離す制度設計をすべきではないと考える。子会社(ローカル局)へのローカル番組提供の一定比率(例えば10%)の行為規制を設ける一方で、一定比率(例えば10%)に満たない子会社(ローカル局)の番組編集権は、キー局が一体運用できるように容認し、グループ経営の効率化を図りやすくすることが好ましいと考える。</p> <p>もし、機関投資家など多くの一般株主・投資家の株主平等原則の基に上場純粋持株会社の設立が容認された場合でも、上場放送持株会社への一般株主の投資メリットとしては、放送会社の費用項目として大きなウェイトを占める番組制作費の効率的投下やスケールメリットの享受による収益効率の改善効果が大きいと考えられる。全国ネットを持つ在京キー局と全国1波のNHKとの番組制作費効率を拮抗させるためにも、<u>ローカル番組の制作意欲に乏しい子会社(ローカル局)の番組編成権を統合することによる効率化とスケールメリットが期待される。(個人)</u></p> <p>7. コンテンツ産業の育成を図るためには、米国におけるフィンシルールやプライムアクセスルール、英国における外部委託会社からのコンテンツ購入義務付け等の成功事例を参考に、<u>地域放送番組比率を定める等一定の規律を設ける必要があると考えます。(伊藤忠商事)</u></p>	
3	3(6)	放送持株会社の子会社の事業範囲	28-29	<p>1. 放送持株会社の要件について、取りまとめ案では「子会社である放送事業者の資産総額が放送持株会社の資産総額の一定割合(例えば、50%超)を占めていること」が例示されているが、<u>外資規制が導入されている現行の航空法の持株会社の条文規定なども十分に参考にしながら、放送事業の実態に即した要件を検討すべきである。(日本民間放送連盟)</u></p> <p>2. 取りまとめ案は、「現行制度上、放送事業者の行う事業の範囲について直接の規律は行われていないことから考えると、<u>放送持株会社の子会社の個々の事業内容について制限を設けることは必要ないと考えられる。</u>ただし、放送持株会社制度は、子会社である放送事業者の適切な業務運営を確保するものであるから、これらの放送事業者の資産総額が放送持株会</p>

		<p>社の資産総額の一定割合（例えば、50%超）を占めていることなど放送持株会社としての実体を有していることを放送持株会社の一つの要件として求めることも考えられる」としている。</p> <p>この点に関しては、前段の「現行制度上、放送事業者の行う事業の範囲について直接の規律は行われていないことから考えると、放送持株会社の子会社の個々の事業内容について制限を設けることは必要ないと考えられる」に賛成であり、「ただし」以降の説明文には何ら説得力がない。</p> <p>放送持株会社の定義を、「外資規制の対象となる放送事業者を子会社とする持株会社」としておけば済む話で、大株主の適格性や子会社の事業範囲などを放送持株会社の要件とすることには反対である。（読売新聞東京本社）</p>
3	その他	<p>1. <u>放送持ち株会社と自治体との関係について、考え方の方向を示すべきである。</u></p> <p>【理由】 “3 放送持ち株会社についての規律の在り方” では、「地域性」と密接な関わりのある地方自治体との関係について、言及されていないが、何らかの規律が今後検討されるべきものと考えているのかどうか不明。（横浜エフエム放送）</p> <p>2. これは制度設計というよりは制度運用の問題かもしれないが、<u>上場放送持株会社が設立された場合の子会社の財務情報が継続開示されるなど、持株会社運営の透明性が望まれる。</u> 上場会社であれば株式市場からのガバナンスチェックの手段として、持株会社単体、連結の財務諸表はもとより、直接の免許主体である子会社の放送会社など、主要子会社の財務諸表の継続的な開示が、金融市場の要請に沿うものとする。（個人）</p> <p>3. 証券市場が発達した米国の放送産業をみるに、三大ネットワークのNBCはGEの傘下に、ABCはウォルトディズニーの傘下に、CBSはVIACOMの傘下に入るなど、メディア・コングロマリット化することにより資本力(株式時価総額)を高めることで、資本力を背景とした通信事業者の大規模な買収・再編に対して、コンテンツ企業群としての優位的な地位を維持している。</p> <p>我が国でも、銀行中心の間接金融から株主・投資家中心の直接金融に金融市場環境が大きくシフトし、TOBなどによる証券市場を通じた企業買収や再編が一般的になりつつある。こうした中で、在京キー局のような有力上場放送会社については、買収防衛策を講じることに以上、総合コンテンツ企業としての事業基盤の多角化や資本力強化(株式時価総額の増大)により存立基盤強化を図ることが重要になってきていると考えられる。</p> <p>折りしも、先般の「通信と放送の在り方に関する懇談会」において、2010年に向けた通信と放送の総合的な法体系の構築の方向性が打ち出され、コンテンツ産業発展の担い手としての放送産業の重要性が提起され、骨太の方針の中にも盛り込まれた。一方で、GoogleやYahooなどの検索エンジンによる広告収入をベースとした新聞・映像情報の新しい情報流通モデルが台頭しつつある。このように、放送産業を巡る経営環境の変化は、従来の通信・放送の制度的枠組みや今回の</p>

報告書取りまとめ案の環境変化の認識を超える大きな変化のうねりになりつつある。

こうした中長期的な業界環境認識の下、在京キー局のように株式市場に上場し資本力のある放送会社は、コンテンツ産業発展の担い手として、こうした業界環境の変化のうねりに対応すべく、映画会社や出版社、テーマパーク事業者のような娯楽施設事業者などと経営統合するなどにより、日本版ウォルトディズニーを目指すなど、NTTなどの大手通信事業者などに対して資本力で対抗する大胆な経営転換を図ることの検討も一つの選択肢になってきているように思われる。また、こうした大胆なグループ事業展開が図られることが、日本のコンテンツ産業の国際競争力強化のためにも望ましいと考えられる。もはや、国際競争力を考える上で金融市場の中でのプレゼンスを勝ち取ることは不可欠になってきていると見られる。新しい放送持株会社の制度設計にあたっては、こうしたバランスのとれた将来における柔軟な経営選択の余地も十分残しておく必要がある。(個人)

4. 本報告書案での放送持株会社制度の創設案では、放送事業会社にとって、純粋持株会社制度は、経営戦略と事業の分離、経営の効率化と迅速化のメリットがあるとされるが、一方で、放送持株会社へ投資する株主・投資家の視点からは、個別財務諸表が持株会社を核とした連結財務諸表に統合されることにより、経営・財務内容の透明性が薄れる懸念がある。また、持株会社の大株主への適格要件の付与や出資比率の制限を設けることは、放送事業者による過度な買収防衛のための制度の乱用など株主平等原則に抵触する弊害の懸念もある。

運用目的で投資する機関投資家など多くの一般株主・投資家を出資者とする上場キー局による純粋持株会社設立については、非上場ローカル局同士の経営統合などで想定される非上場純粋持株会社の設立のケースとは別に、上記の経営・財務内容の透明性の担保や株主平等原則に則った株主の適格要件や出資制限の撤廃など一般株主利益を一層考慮した個別の制度設計がなされるべきと考える。経営・財務内容の透明性が担保されない場合や、大株主への適格要件の付与や出資比率の制限により過度な買収防衛への乱用の懸念が残された状態で、上場キー局による純粋持株会社設立が容認されることについては反対である。一方で、非上場ローカル局同士の水平経営統合などで地域放送持株会社の活用が促進されることについては、次世代に向けた地域事業基盤強化の点から賛成である。(個人)

5. 証券市場における一般株主・投資家の視点からは、今回の報告書案における持株会社制度案においては、上場キー局による上場放送持株会社設立を想定した場合、次の2つの視点からの検討が不十分のように思われる。

1)金融市場からの設立意義(企業価値向上に資するか否かの視点)を踏まえた制度設計

2)従来の通信・放送の制度的枠組みを大きく越えた放送事業経営環境の変化への対応

上記認識に立てば、報告書案で示されている以下の放送持株会社の形態の範囲や想定では、金融市場を担う投資家利益や情報通信業界の将来の環境変化を見越した想定まで十分なされていないように見受けられ、不十分であると考えられる。

①キー局と系列ローカル局が子会社となるケース

②資本関係があるラジオ、BS放送、CS放送といった衛星放送事業者等が子会社となるケース

③一定エリア内にある異地域の複数のローカル局が子会社となるケース

既に事業持株会社としての組織運営は、フジテレビやTBSにおいて実施済みであり、事業持株会社の下にある現有の資本関係のラジオ、BS放送、CS放送などの子会社群を純粋持株会社の下に再編しても、連結会計の観点からは企業価値は不変であり、一般株主・投資家から見た経済的メリットは乏しい。また、救済のため系列ローカル局がキー局を中心とする純粋持株会社の傘下に入った場合、一時的に純粋持株会社の企業価値が劣化する懸念もある。このように、本報告書案が想定するような放送持株会社の形態の範囲では、金融市場から見た純粋持株会社設立の経済的意義は薄いと考えられる。

敢えて純粋持株会社制度を設ける場合は、子会社放送局(系列ローカル局)の子会社化によりグループ収益効率の改善が図れる、ないし、事業持株会社では実現できない大胆な異業種経営統合による新たな収益機会の追求と、これを享受するための投資機会の自由度が高められるといった、運用目的とする国内外の機関投資家など一般株主・投資家から見た利益の保護や経済的メリットが必要と考える。(個人)

4. 「第4章 衛星放送についての規律の在り方」に対する意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
4	1(1)	マスメディア集中 排除原則	30- 32	<p>1. 現在トラポンが逼迫するような事態は生じないと思われるので、できれば<u>特例的ではなく一般的に緩和すべき</u>と考える。また、<u>更なる緩和の検討を希望する</u>。(衛星放送協会)</p> <p>2. 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ(案)「第4章 衛星放送についての規律の在り方 1 CS放送についての規律の在り方 (1) マスメディア集中排除原則」においては、(ア)一般的な緩和、と(イ)特例的な緩和に分けて検討されており、何れの場合においても、現在認められている数の2倍程度の中継器の所有又は支配できるようにすることが考えられるとされています。また、一般的な緩和と特例的な緩和のいずれが適切かについては、さらに検討を進めることが適当であるとなっています。(p.30～p.32)。</p> <p>当社は、東経110度CSデジタル放送の受託放送事業者として、HD化の進展等を促す番組編成の自由度向上が、CS放送事業の発展に不可欠であり、喫緊の課題であると認識しています。この観点から、CS放送におけるマスメディア集中排除原則の緩和については、「<u>一般的な緩和</u>」であると「<u>特例的な緩和</u>」であるとを問わず、より早急に実施可能な手法において導入されることを希望します。(宇宙通信)</p> <p>3. CS放送の普及拡大に向けては、諸外国の例をみるまでもなくマスメディア集中排除原則の大幅な緩和が1つの有効な方策であると考えており、<u>基本的には取りまとめ案に賛同する</u>。各論として、取りまとめ案では現在認められている数の2倍程度の中継器を所有又は支配できるようにすることが考えられるとの例示があるが、普及拡大に向けては<u>撤廃も視野にいたした大幅な緩和をお願いしたい</u>。なお、このような緩和を行う場合においても取りまとめ案に記述のとおり<u>多元性確保の観点での制限は維持すべき</u>であると考えます。(ジェイサット)</p> <p>4. CS放送事業者に関しては、現在認められている数の2倍程度の中継器を所有又は支配できるようにすることが考えられるとされているが、<u>2倍程度に留まらず大幅な緩和を希望する</u>。尚、衛星放送業界全体の発展の為、<u>特例的緩和ではなく、一般的な緩和を希望する</u>。合わせて、<u>委託放送事業者より役務放送事業者への移行手続き等の簡素化も希望する</u>。(ジュピターサテライト放送)</p> <p>5. 取りまとめ(案)では、「(ウ)対応の方向性」の中で、一般的な緩和の「さらに検討を進めるべき事項」として、「<u>技術基準に関する制度整備の準備段階であること</u>」を挙げていますが、平成18年7月20日付で「<u>狭帯域CSデジタル放送方式の高度化に関する技術的条件</u>」について情報通信審議会からの答申が行なわれ、制度整備がさらに進んでおり、周波数の希少性が緩和する可能性は高いと考えられます。</p>

CS放送においては、加入者数が頭打ちとなっており、さらに大規模MSOが支配するケーブルテレビ事業者等他メディアとの競争環境が一層厳しくなっている状況の中で、CS放送事業者の事業基盤の更なる強化及び競争条件の同一化が必要であり、マスメディア集中排除原則については、早急に「一般的な緩和」を行うべきであると考えます。

なお、「一般的な緩和」により「大規模化」した放送事業者においては、多様性確保に向けた自主的な取組が必要であると考えます。

将来的には、他メディアとの競争条件の整備のために、CS放送においてはマスメディア集中排除原則を撤廃することも必要であると考えますので、引き続き検討を続けることを希望します。(スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

6. マスメディア集中排除原則について、本取りまとめ(案)では、「一般的な緩和」「特例的な緩和」の2つの方向性をもって、マスメディア集中排除原則の緩和の検討について言及されている。放送の多様性確保等に留意しつつも、柔軟なサービス提供など有料放送全体の活性化のためにも早期の実施を要望したい。(ソニー・放送メディア)

7. 報告書にもあるように、衛星放送の視聴時間は依然として短い。衛星放送の発展を促進し、視聴者ニーズに柔軟かつスピーディーに 대응できるようにするためには、適度な規制緩和は有効である。他方、放送サービス全体としては、多元性や多様性の維持は実現しなければならない。新たな圧縮技術等に依ることなく、多様な分野の放送を確保する仕組みの構築には、パッケージ運営にかかる基準の制定が有効と考えられる。放送の多様性を堅持する制度導入を前提として、マスメディア集中排除原則の緩和には賛成する。なお、公平性・公正性の観点から、この緩和は特定CS事業者ではなく、一般的な緩和とするべきである。(日本ケーブルテレビジョン)

8. BS・CS放送に関するマスメディア集中排除については、更なる緩和が必要と考えます。基幹メディアを保持する事業者に対しては、その社会的影響力の大きさから、引き続き一定の規律が必要であると考えます。一方、基幹メディアを保持しない事業者及び新規事業者に対してはより一層の緩和を施すことが望ましいと考えます。(伊藤忠商事)

9. 取りまとめ案では、「周波数の希少性が緩和傾向にあることを踏まえ、CS放送についてのマスメディア集中排除原則を一般的に緩和することが考えられる」とあり、また、「放送持株会社の下で地上放送事業者(キー局)とBSデジタル放送事業者が子会社となる形での経営統合は、放送の多元性、多様性、地域性の確保についての配慮が行われることを前提として、認める余地がある。」と述べられている。

しかし、地上デジタル放送の受信機の普及が進む中、これらは100%近く3波共用受信機(地デジ・BSデジタル・CSデジタル)であり、BS、CSが受信可能な世帯は確実に増加している。今後BSやCSが国民に大きな影響を与えるメディアとなる可能性もあるため、今それらについてのマスメディア集中排除原則の緩和や、キー局との経営統合を検討するのは適切ではないと考えられる。今後のBS、CSの普及や視聴状況をよく見極めたうえで検討するべきである。(九

州朝日放送)

10. 110度CS放送について、新技術の導入可能性を根拠としてマスメディア集中排除原則を緩和することについては反対する。

【理由】 CS放送について、取りまとめ(案)は「110度CSの左旋円偏波(12中継器)の利用が可能になったことや新たな動画圧縮・伝送路符号化技術によって周波数の希少性が緩和傾向にあること」などを理由にマスメディア集中排除原則を緩和すべきとしている。110度CSの左旋円偏波(12中継器)の利用や、H.264やDVS-S.2といった新たな動画圧縮、伝送路符号化技術による周波数の希少性緩和は、現時点ではあくまで理論上の話に過ぎず、いつ帯域の希少性が緩和されるのかについての具体的な時期も明確にされていない。

他メディアとの競争が激化する中で、事業基盤を強化することの必要性は理解できるが、マスメディア集中排除原則の緩和を通して事業者の中継器の保有可能数を増やすことは、特定の放送事業者による市場寡占化につながる危険性をはらんでいる。そのような市場では、優越的地位の濫用や、一般的な放送事業者に番組提供などの面で公平な機会が与えられなくなるなどの弊害が発生しやすい。長期的には番組を供給する事業者の調達・制作能力を弱体化させたり、CS市場特有の番組の多様性が損なわれる可能性が高いと考える。

上記の理由などから、今回の調査研究会の提案は特定のCS放送事業者の事業基盤強化を前提に、これを正当化するために、周波数の希少性の緩和を持ち出しているともとられかねない部分があり、当社としてはこれを見過すわけにはいかない。

また、現在使用されている右旋円偏波中継器(12中継器)の周波数の希少性は、依然、高いのが現実であり、かつ、110度CSデジタル放送が、BSデジタル放送と同一のアンテナ・チューナーにより視聴可能であることを勘案すると、BSデジタル放送に対する政策との兼ね合いもあり、提案されている内容の緩和策は極めて慎重に検討されるべきである。(テレビ朝日)

11. CS放送事業者に対して「放送の多様性確保についての規律を課すことを条件として、特例的に緩和すること」については反対する。

【理由】 CS放送事業者に対して「放送の多様性確保についての規律を課すことを条件として、特例的に緩和すること」についても反対する。まず、特定放送事業者の恣意的な選定が行われないう保証がないこと。次に、こうした特権を特定の事業者に与えることで、優越的地位の濫用や一般的な放送事業者に番組提供などの面で公平な機会が与えられなくなるなどの弊害が考えられること。さらには誰もが比較的参入しやすいというCS放送の持つ多元性を根本から否定しかねないこと。放送の多様性を確保するための客観的規律を設けるのは困難を伴うこと、

				<p>などが理由である。(テレビ朝日)</p> <p>1 2. 左旋円偏波は、制度があるだけで、まだ実用化されていない。<u>H. 2 6 4</u>など新たな放送方式の実用化を前提とした緩和は、一般的な緩和にしる、<u>特例的な緩和にしる、議論が乱暴</u>である。実用化の動向を見極める必要がある。東経110度CSについては、<u>現行の2倍程度に緩和すると、3分の2までの中継器支配が可能となる</u>。これは、<u>過度の緩和</u>である。公平かつ自由な競争を阻害するおそれがあるため、<u>慎重に対応すべきだ</u>。(朝日新聞社)</p> <p>1 3. <u>多様性の確保は、視聴者のニーズにあった番組が提供されるべく、CS放送全体として達成できればよく、放送事業者単位または番組供給者単位で求められるべきではない</u>と考える。(アニマックスブロードキャスト・ジャパン、AXN ジャパン)</p>
4	1(2)	CSプラットフォーム事業	32-37	<p>1. 現在プラットフォーム事業者は1社しかないこと、また衛星事業者との合併も検討されており、その優越性は否定できない状況にある。このような環境化において公正性、中立性、透明性の確保が必要と考え、本研究会の取りまとめの通り、<u>一定の範囲については規律を課すことが望ましい</u>と考える。(ジュピターサテライト放送)</p> <p>2. CSプラットフォーム事業を制度上位置付け、所要の規律を課すことについては、<u>視聴者保護と公正取引・競争の確保の観点から賛成</u>する。</p> <p>【理由】 CS放送の発展や視聴者利益を確保する上で、プラットフォーム事業者の円滑な業務運営が欠かせないものとなっているのは事実である。一方、CS放送事業者からみて、<u>プラットフォーム事業者がそれぞれのチャンネル供給者に適用している業務手数料が適切かどうか不明確なことや、プラットフォーム事業者が視聴者の苦情やニーズに適切に対応し切れていないなどの問題点が指摘</u>されており、こうした課題に対応する上で、プラットフォーム事業を制度上位置付け、規律を課すことは適切な政策であると考え。</p> <p>わが国のプラットフォーム事業者は事実上1社による独占状態にある。こうした点を考慮すれば、独占禁止法の厳格な運用は当然のことながら、規律内容として、特にCS放送事業者の差別的な取り扱いの禁止や適正な業務手数料の確保は不可欠と考える。また、こうした規律を実効性のあるものとするため、苦情申し立て・審議機関を設け、プラットフォーム事業者が規律に反した場合は厳しい処罰を課すことなども検討すべきものとする。</p> <p>(テレビ朝日)</p> <p>3. 放送事業者が公共性を前提として、その位置づけが制度的に明確にされていることと同様に、<u>有料放送市場に大きな役割を果たしているプラットフォームの位置づけを明確にすることは合理的な政策</u>と考える。その際には、衛星放送事業者の施策と同様に、プラットフォーム事業そのものの公益性や多様性の確保も制度そのものの公正さを保つためには必要である。過度な規制は事業者の硬直化に繋がり、多様性と相反する可能性もあるため、<u>プラットフォーム事業の新規参入の</u></p>

障壁とならないような制度設計されることを希望する。また、報告書には、多様な分野の放送を確保する仕組みを課題としているが、対応する規律は具体的に策定されていない。この検討を更に進めると共に、他の課題を解決するためにプラットフォーム事業を制度化することに賛成する。なお、CSのプラットフォーム事業者が電気通信役務利用放送事業者（有線役務放送）を兼ねる場合にも、同様の規律が適用されるのであれば、有線放送事業者とのバランスにも総合的に配慮する必要があると思われる。（日本ケーブルテレビジョン）

4. プラットフォーム事業を法制度上に位置づけることに賛成する。規律の具体的な内容として挙げられたなかで、③CS放送事業者の差別的取り扱いを禁止すること④プラットフォーム業務手数料の適正を確保すること——の2点については、とりわけ実現を担保できる枠組み作りが必要だ。これが、番組供給会社がより豊かな番組を提供し、CSの特長である多チャンネル放送を維持する前提となる。（朝日新聞社）

5. 各放送事業者に対する公平性という観点から、業務の中立性・透明性を確保することは必要であります。但し、プラットフォーム規律の在り方については、衛星放送と同様に社会的影響力を持つCATV業界においても同様のプラットフォーム規律が求められると考えます。（伊藤忠商事）

6. プラットフォーム事業がCS放送事業に不可欠であり、その成長の鍵を握っているので、その位置付けを明確にすることが、プラットフォーム、放送事業者双方にとり有益である。

現在プラットフォーム事業者は1社しかなく競争がないこと及び衛星事業者との合併も検討されており、その優越性は否定できない。従って早急に現在の自主ガイドラインの見直しを行うとともに公正性、中立性、透明性を確保する措置を講ずることを検討すべきである。（衛星放送協会）

7. プラットフォーム事業に対する規律は、新たな法令ではなく既存の自主ガイドラインでの対応とすべきであると考えます。（ジェイサット）

8. 取りまとめ（案）では、アの課題に対して、何らかの形でプラットフォーム事業を制度化することが対応策として挙げられていますが、これについては、当社としても対応策の一つと考えます。しかしながら、制度化の内容次第では、大規模MSO等が支配するケーブルテレビ事業者との競争条件が不利になることが考えられ、CS放送の普及にとってマイナスとなる可能性があると考えます。そのため、今後の検討については、関係者の意見を聞きながら、慎重に進めることを希望します。

なお、当社としては、アで指摘された課題への対応として、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の内容を充実したいと考えております。（スカイパーフェクト・コミュニケーションズ）

9. プラットフォーム事業に関しては、プラットフォーム事業者の提供サービスは広範囲にわたっており、公正性・中立性

			<p>が求められつつも、独立した事業体として経済合理性を求めることも妨げられない。<u>プラットフォーム事業者が提供する業務の公正性・中立性の確保は大変重要なことと認識するが、規律を設けることによりプラットフォーム事業者の事業活動が制限され、結果として有料放送全体の発展が妨げられることの無いよう、慎重な検討を求めたい。</u>また、有料放送におけるプラットフォーム機能という観点から、衛星放送だけでなく<u>有線テレビジョン放送などにおける規律の在り方も踏まえた検討を希望する。</u>(ソニー・放送メディア)</p>	
			<p>10. <u>プラットフォーム事業者に対して支払う手数料は、プラットフォーム事業（視聴料代行、マーケティング等）を行うための手数料であるにもかかわらず、プラットフォーム事業を行う会社自体の業務やCS放送全体に寄与するための活動に優先的に使われ、本来のプラットフォーム事業を行う原資が十分確保されない状況が生じている。</u></p> <p>プラットフォーム事業者は、課金代行業務とマーケティング委託業務に切り分け、<u>各業務内容と手数料の対応性を明確にしたうえで、CS放送全体に寄与するための活動に充てる手数料について、各委託業者とのコンセンサスを得るべき。</u>(アニマックスブロードキャスト・ジャパン、AXN ジャパン)</p>	
			<p>11. <u>プラットフォーム事業者と放送事業者の一体化については反対する。</u></p> <p>【理由】 取りまとめ(案)は、プラットフォーム事業者と放送事業者の一体化は、両者間の利益相反をなくし、視聴者にとってプラットフォーム事業者の制度的位置付けを明確にするとともに、より視聴者ニーズに即した番組編成を可能にするとしている。しかし、一定の利益相反に基づく緊張関係ゆえに、放送チャンネルの数と品質が維持されている面も見落してはならない。プラットフォーム事業が独占状態にあるわが国では、<u>プラットフォーム事業者による優越的地位の濫用の危険性は常に存在するため、これを構造的に阻止するためには、プラットフォーム事業と番組供給事業の分離は必要不可欠である。</u>また、視聴者ニーズに即した番組編成は一体化という事業形態によってしか実現できないことではないと考える。</p> <p>一方、取りまとめ(案)も指摘するように、プラットフォーム事業者と一体化した特定CS放送事業者は、統合されなかったCS事業者に比べ優越的な地位を持つことになるため、差別的な取り扱いが行われる可能性が高まることや番組の編集権を持つ主体が減少することにより、視聴者にとって放送の多様性、多元性が十分に確保されなくなるなど、弊害の方がはるかに大きいと考える。(テレビ朝日)</p>	
4	1(3)	CS放送に関するその他の課題	37-38	<p>1. <u>衛星事業者とCS放送事業者との統合については、受委託制度の根幹に係わること。衛星事業を持つ放送事業者と、他の放送事業者を公平に扱うことが求められる。</u>(衛星放送協会)</p> <p>2. 「CS放送事業者と衛星事業者の経営統合」については、他のCS放送事業者への差別的取扱いの可能性があるため、<u>公正な競争環境維持の観点から認めるべきではない</u>と考えられる。(九州朝日放送)</p>

			<p>3. 「衛星事業者（ハード）とCS放送事業者（ソフト）の経営統合」については、<u>過度の独占・集中化を助長するおそれがあり、CS放送の特長である多元性・多様性が失われる可能性がある</u>ので、<u>反対する</u>。</p> <p>【理由】 CS放送の分野においては、ハードとソフトを分離することによって、効率的な形での市場参入を可能にしてきた。その結果、ハード、ソフト事業者双方において経営の合理化が促進され、政府の「骨太の方針」や「経済成長戦略大綱」でも強い期待が示されたコンテンツ流通分野に活気をもたらしている。まさに、将来ソフトパワー大国を目指すという政府の方針に合致する政策だと考える。</p> <p>現行制度は衛星事業者とCS放送事業者が別個の経営主体であることを前提にしており、両者の経営統合を認めることは、すでに微妙なバランスの上に成り立っている衛星事業者とCS放送事業者との取引関係を、よりインフラ事業者優位の構造に移行することを認めるものだと考える。これはソフトパワー大国を目指す政府の方針から逸脱するものであり、当社としては理解に苦しむところである。政府の方針と実際の政策の整合性が確保されるようお願いしたい。</p> <p>多メディア化の時代において、基幹放送として位置付けられるのは地上放送である。地上放送の場合、国民の安全保障に関わる事態が発生した際の迅速な緊急対応の必要性から、ハードとソフトの一致は絶対条件となる。この点については、先の自民党の「電気通信調査会／通信・放送産業高度化小委員会」でも確認されている。他方、非基幹放送の事業形態について、経済合理性を優先する考え方も分からないではないが、<u>放送事業に参入する事業者の多元性や、関係者間の公正な取引関係の確保といった長期的な事業環境の安定に深く関わる要素もあり、総体的にはハードとソフトは分離しておくほうが望ましい</u>と考える。（テレビ朝日）</p> <p>4. CSデジタル放送を行うハードとソフトの一致は、仮に経営の効率化、合理化にメリットがあるにしても、CS放送の根幹としている「<u>多元性」「多様性</u>」を損なう<u>可能性</u>がある。また、ハード・ソフトが一致した事業者は、個々の番組供給会社などに対し優越的な地位を持つことになり、<u>公平な競争を阻害しかねない</u>。<u>特定事業者による寡占化、集中化への具体的な歯止め策がないまま、マスコミ集中排除原則を緩和することには反対する</u>。（BS朝日）</p> <p>5. <u>ハード（衛星事業者）・ソフト（CS放送事業者）一致制度の導入に反対する</u>。<u>個々のCS放送事業者や番組供給会社に対して、絶対的・優越的な地位を占める事業者を誕生させるおそれがあり、公平競争の観点から問題が多いためだ</u>。（朝日新聞社）</p>
4	(2) BS放送と地上放送の兼営	39-42	<p>1. <u>BS放送と地上放送の兼営について、「現時点では認めることは適切ではない」とする一方、「周波数の希少性や社会的影響力についての今後の環境変化を注視しつつ、引き続き検討をしていくことが適当」とされたことは評価できる</u>。BSデジタル放送は受信機の普及こそ進んでいるが、今後の経営状況は必ずしも楽観を許すものではない。<u>事業者の意見を土</u></p>

分聞きつつ、検討を継続することを要望する。(日本民間放送連盟)

2. 平成15年の規制緩和を受け、弊社はBSフジの増資を引き受けたが、今後、BSデジタル放送がその特性を活かして健全な発展をするためには、兼営を前提としたさらなる資本政策が必要であると考える。

本とりまとめ案では、(ア) 多元性、(イ) 多様性、(ウ) 地域性の各視点から、兼営の問題点が挙げられている。

(ア) 多元性については、BSにおいて新たに7チャンネルの周波数の利用が見込まれているほか、IPマルチキャストなどによる視聴者へのサービス提供手段が急速に広がるなど、多元性はこれまで以上に確保される状況になってきている。また、本取りまとめ案でも指摘されているように、欧米各国では衛星放送の所有について原則規制を設けていない。こうした動向をふまえ、兼営に向けた柔軟な対応が可能であると考える。

(イ) 多様性については、兼営による番組編成の一体化により番組の多様性は確保され、視聴者の選択の幅が広がると考えられるほか、番組編成に関して最低限のガイドラインを設ける等の対応も可能である。

(ウ) 地域性については、番組の多様化が進む中で、地域に深く根ざした情報発信が可能なメディアとしてのローカル局の優位性は相対的に高まり、結果的に地域の視聴者への貢献にもつながると考える。

以上をふまえ、現行規制を撤廃し、本取りまとめ案でも言及している地上波とBS兼営メリットを視聴者が享受できる環境を早急に提供すべきと考える。(フジテレビジョン)

3. 放送事業を巡る環境の変化に柔軟に対応できるよう、経営の選択肢の一つとして、将来は兼営を可能にするための検討を続けるべきと考える。(BS朝日)

4. 経営の選択肢の一つとして、将来の兼営を可能とするよう検討を続けるべきである。(朝日新聞社)

5. 第4章2(2)「BS放送と地上放送の兼営」については、「ウ」の「検討」結果にあるように適切でないと考えます。地上局のBS局への出資比率については、すでにマスメディア集中排除原則の緩和が段階的になされており、現在「支配」とする基準が「2分の1」以下まで認められています。当社を含めて、2011年のデジタル化完全移行をめざして必死の経営努力を行なっている多くのローカル局にとって、地上放送(キー局)とBSデジタル局との兼営を認めることは適切でないということは、昨年、貴研究会のヒアリングにおいて、弊社が意見を申し述べた時点と大きく変わるものではありません。また今回の取りまとめ案で指摘されているように、放送の多元性・多様性・地域性の確保の観点からも、兼営を認めることは適切でないということを、あらためて強調しておきたいと考えます。(朝日放送)

6. BS放送と地上放送の兼営は、現時点で認める事は反対です。ローカル局にとってBS衛星放送の全国一律放送は、現時点でもその脅威は何ら変わるものではなく、現行の地上波全国ネットワークとの共存が出来る枠組みが是非必要です。従って今後の検討過程でも、こうした点を十分配慮し、軽々に兼営を認める事が無いようお願いしておきます。(毎日放送)

7. 地上放送局とBS放送局の役員規制（5分の1を超える役員兼務を禁止）を地上放送局のBS放送局への出資比率（2分の1未満）に準じる程度まで緩和することを要望する。

【理由】 地上放送局のBS放送局に対する出資比率は2分の1未満まで認められているが、役員兼務は従来どおり5分の1以下に制限されている。出資各社は、出資比率に準じた経営責任を果たすのが当然であり、また経営（役員数）の合理化のためにも、役員規制の緩和が必要であると考えます。（テレビ朝日）

8. 地上放送局とBS放送局の役員は5分の1を超える兼務が禁止されているが、出資比率の規制2分の1以下まで認めるよう役員規制の緩和を求める。 出資会社が出資比率に準じた経営責任を果たすのが自然であると考えます。（BS朝日）

9. BS放送については、地上波キー局による出資制限は2分の1以下まで緩和されたが、役員規制については従来どおり5分の1以下に制限されている。役員規制も2分の1以下に緩和するよう要望する。（朝日新聞社）

10. 本取りまとめ（案）では第4章の最後で、有料でサービスを提供しているBS事業者に関しては、マスメディア集中排除原則の緩和を検討するとしている。有料でのサービス提供については、CS放送におけるマスメディア集中排除原則の緩和の方向も踏まえ、有料放送全体の発展に資することからも早期の検討・施策導入を求めたい。（ソニー・放送メディア）

11. 現在WOWOWでは、ハイビジョン1chと標準画質3chの放送を時間帯により切り替えて提供している。放送のデジタル化のためには、高画質・高音質が大きな役割を持つと同時に、多様化する視聴者の要望に応えることが出来る多チャンネル化が非常に大きな役割を担っている。準基幹放送であるBS放送でサービスを提供するプレミアム・ペイチャンネルとしては、ハイビジョンで多チャンネル化を図ることが視聴者の期待に応えるものと考えており、そのためにマスメディア集中排除原則を緩和することが必須である。

有料放送でサービスを提供する事業者に対し、マスメディア集中排除原則を緩和する際には、ハイビジョンによる多チャンネルサービスの提供が可能となるように、「トランスポンダの二分の一相当まで」とされている制限の緩和を要望する。それと同時に、「放送番組等の数の目標の設定」の見直しも必要である。（WOWOW）

5. 「第5章 新たな放送サービスへの対応」に対する意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
5	1	サーバー型サービス	43-46	<p>1. <u>サーバー型サービスとラジオとの関係について、考え方の方向を示すべきである。</u></p> <p>【理由】 “1 サーバー型サービス” では、テレビジョンについてのみ記述され、ラジオについては言及されていないので、ラジオについてはどのように考えているのか不明。（横浜エフエム放送）</p>
5	1(2)	現行制度上の位置付け	43-45	<p>1. サーバー型サービスについて、<u>「有料放送」として規律されるべきサービスと</u>考えます。（毎日放送）</p> <p>2. 取りまとめ（案）における「有料放送」と通信との関係に関する記述のなかで、放送として扱われる部分と通信として扱われる部分との間に、料金等の規律でバランスがとれていないため、視聴者利益が十分に確保できなくなるという可能性を指摘している部分（取りまとめ（案）45 ページ）があります。<u>料金のように視聴者利益について、非常に明確に論じうる指標については、取りまとめ（案）の指摘のとおり、淡々と見直しを進めていけばよいかと</u>考えます。</p> <p>一方で、「サーバー型サービスは従来の放送以上に視聴者にインパクトを与える可能性がある（中略）、<u>より適切な放送規律を設ける</u>」といった点（取りまとめ（案）44 ページ）については、<u>実に慎重な検討が必要である</u>と思われます。このことは、社会的ニーズとして求められている放送と通信の融合という現象のなかで、自由でオープンな通信、ブロードバンドの本質を歪めさせ、結果として憲法で定められている言論の自由を損なうことがないかということまでを視野に入れて、十分慎重に議論されなければならない、「より適切な放送規律」を設けることありきでは、論じることはできないものと考えます。（アイピーモバイル）</p>
5	1(3)	今後の制度整備の必要性	45-46	<p>1. 取りまとめ案は「サーバー型サービス」や「携帯端末向けサービス」という新しい放送サービスについて、今後の制度整備の必要性を示しています。その中で、<u>NHK がサーバー型サービスを受益者負担（有料放送）の形で行う場合には、受信料制度との関係を整理することを含め、制度整備が必要になると</u>しています。</p> <p><u>このような公共放送のあり方そのものにかかわる制度の見直しにあたっては、当委員会が従来主張しているとおおり、広く意見を求めて国民的な議論を行い、慎重に検討すべきだと</u>考えます。（日本新聞協会）</p> <p>2. NHKが自らの経営計画において 2007 年度開始を公表しているサーバー型サービスについて、取りまとめ案は、「受益者負担（有料放送）で行おうとする場合には、受信料制度との関係を整理することを含め、制度整備が必要」としているが、<u>その事業内容や財源の在り方については、公共放送と民間放送の健全な発展という「二元体制」維持・発展の観点からの検討が必要である。</u>（日本民間放送連盟）</p> <p>3. サーバー型サービスの制度化については、<u>そのサービス形態や視聴形態を検証した上で、制度整備を行うことが適当と</u></p>

考える。

【理由】 サーバー型サービスは、放送でも通信でも実現可能な新たなサービス形態であり、従来の放送・通信の概念を変える可能性がある。技術革新の成果と多様化する視聴者ニーズに応えるため、その導入を否定するものではないが、一定の試験実施期間を経た上で、そのサービス形態や視聴形態等を踏まえ、その制度上の位置付けを検討すべきと考える。

報告書はサーバー型サービスを「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信であることから放送法上の放送に該当し、放送としての規律を受ける」と定義しているが、放送は同時に受信されることが重要な要件であり、現在の放送事業は、著作権から放送システムにいたるまで、この同時性を前提に構築・運用されている。今回、当社は異時に受信されるサーバー型サービスを放送と位置付けた際に発生しうる問題について放送関係者や権利者団体等の中で網羅的な論議があったとは認識しておらず、どのような規律が相応しいか検討する段階に到達していないものと考える。より丁寧な検討を求めたい。(テレビ朝日)

4. 受信料を財源とするNHKはその経営計画でサーバー型サービスの開始を謳っていますが、有料で行おうとする場合は、制度上の齟齬を生じるのに加え、いわゆる「民業圧迫」の恐れがあるため、透明性を確保した公平な議論を踏まえ、導入には慎重な判断が必要と考えます。(毎日放送)

5. サーバー型サービスは、これまでの地上アナログ放送では成し得なかったサービスであり、視聴者の利益という観点でも、期待できる。ただ、取りまとめ案にもあるように「サーバー型放送運用規程作成プロジェクト」等で検討が進められている途上であり、放送開始時のサービスモデルや視聴形態が確定していない中での検討と思われるので、あまりにも将来的な課題の多い内容となっている。例えば、通信回線により番組とメタデータが送られるサービスも想定しているのならば、情報通信審議会での「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の答申内容にも、IPを用いた再送信の部分で関連する可能性があり、場合によっては、放送地域の限定やRMP等で影響するかもしれない。それ故、今回は論点・課題整理に留め、通信のみによるサービスと電波と絡めたサービスの整合性、およびNHKによるサーバー型放送の受益者負担(有料放送)の在り方をさらに議論すべきと考える。(讀賣テレビ放送)

6. NHKについては、コンテンツが受信料で制作されたものである以上、アーカイブとして利用する場合は、コンテンツ閲覧について視聴者に負担求めるべきではなく、仮に有料にしても、サーバー型サービスのインフラにかかる費用の一部負担とすべき。(アニマックスブロードキャスト・ジャパン、AXN ジャパン)

7. 取りまとめ(案)の第5章で述べられているサーバー型サービスで挙げられているいくつかの論点は、こうした情報通信分野における、技術的な進展と、それに応じたインフラ整備及び事業の成立という社会的要因によって生まれてきてい

				<p>るものであると考えます。つまり、サーバー型サービスにみられる、いわゆる放送と通信の融合という現象は、技術的な要因のみならず、揺るぎない社会的ニーズに起因しているものであり、もはやその流れを止めることはできないと思われるのです。</p> <p>情報通信の分野で、ブロードバンドが普及してきたということは、すなわち多様で膨大な情報あるいはコンテンツがオープンな環境で授受できるようになったということです。ブロードバンドの本質は、そうした自由でオープンな環境において、情報の発信及び受信ができるということであり、このことは大きな社会的ニーズに基づいていると考えます。そのような社会的ニーズに基づいた情報やコンテンツについては、わが国の憲法で謳われる言論の自由を鑑みても、<u>極力、規制や規律を最低限のレベルに抑えるべきであり、これまでの放送規律との整合性をとるという意味で、大変慎重に検討がされなければならない点であります。(アイピーモバイル)</u></p>
5	2(3)	今後の制度整備の必要性	47-48	<p>1. <u>ワンセグサービスの独立利用の道を開く制度整備については、賛成する。</u></p> <p>【理由】 携帯電話向けの独立放送サービスは、放送事業者の緊急対応能力を高めると同時に、放送と通信との連動型サービスの拡充にもつながる可能性を秘めており、総じて、社会全体の情報生活の向上に資すると思われる。<u>2008年の放送免許の申請までには、独立利用を含めた、必要な制度整備をお願いしたい。(テレビ朝日)</u></p> <p>2. <u>取りまとめ(案)が示した放送持株会社制度や携帯端末向けサービスの独立サービスは、経営形態の選択肢の拡大にもつながるものであり、考え方としては賛成である。</u></p> <p><u>携帯端末向けサービスの独立サービスを実現する免許の制度整備は、多重免許ではなく、1つの免許の中で放送事業者が創意工夫を生かしたより良い放送を自由に行えるようお願いしたい。(日本テレビ放送網)</u></p> <p>3. <u>地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービスについて、「独立サービス」が実施できるよう制度整備を行うことが必要とされている点については、ワンセグサービスには視聴者の独自の利用形態が予想されることから、適当なものと考えます。(日本放送協会)</u></p> <p>4. 「独立サービス」の提供は携帯端末の視聴特性を考えた上でも不可欠で、所要の制度整備が必要と考えます。しかし、携帯端末向けサービスは地上デジタルテレビジョン放送の補完放送であって、いつも家庭や職場で視聴している番組を出先でも視聴したいという視聴者ニーズが強いこともあり、<u>引き続き地上デジタルテレビジョン放送事業者の放送の一部として運用できることが重要と考えます。(毎日放送)</u></p> <p>5. 地上テレビのデジタル化は「地上デジタル放送懇談会報告書」で示された枠組みに従って行われています。又、同報告書には、デジタル時代においても、テレビ放送とラジオ放送の共存が明示されています。その後開催されました「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」でも、その趣旨を確認しつつ、ラジオにおいても早期にモアチャンネルと</p>

してのデジタルサービスが望ましいとされました。

現在、地上テレビのデジタル化は比較的順調に推移していますが、一方では、デジタルラジオの本放送開始に向けたスケジュールが見えない状態にあります。地上デジタルテレビの携帯端末向けサービス（ワンセグ）はデジタルラジオや既存ラジオ放送と競合するメディアであることは明白であります。

本報告書は「デジタル化がさらに進展した段階ではテレビとラジオの法制度の見直しを行うことが必要」「ワンセグの独立サービスに向けた法制度整備の必要あり」と述べています。デジタル技術の急激な進歩の中で、テレビ放送とラジオ放送を区別している現在の法制度が未来永劫に破綻する可能性がないかについては議論の余地があるかと思えます。しかし、地上テレビが「地上デジタル放送懇談会報告書」に沿ってデジタル化が行われている以上、ラジオに対しても公平性を保つ必要があります。テレビとラジオの共存、共栄への道筋が示されない限り、ワンセグの独立放送を認めるべきではないと考えます。（エフエム大阪）

6. サイマル放送と異なり、独立サービス放送は新しい放送なので、制度整備を行うとすれば、例えば新規参入の可能性、他メディアとの関係、公平な競争の確保など、多面的に慎重かつ十分な検討が行われることを希望します。

また、独立サービスの実施にあつたては、技術的に同一で使用態様も類似し現在実用化試験の段階にあるデジタルラジオとのイコールフッティングの観点からデジタルラジオの全国展開と同時期に行われることを希望します。（エフエム東京）

7. テレビジョン放送免許で携帯端末向け「独立サービス」が実施できるように法制度整備を行うに際しては、ラジオ放送と混同されるようなサービス（実質的にラ・テ複数支配につながる独立音声サービス）は認めないよう要望します。（エフエムナックファイブ）

8. 『テレビ放送免許について、ワンセグに本放送とは別の内容を放送する「独立サービス」が実施できるよう、法改正を含む制度整備を行うことが必要と考えられる』とあります。

非常災害時を想定した場合にワンセグの「独立サービス」を全面的に否定するものではありませんが、平時のサービスを前提に考えれば主放送と異なる全く新しい独自サービスの提供は、まさに新たな放送事業になると思われます。これはテレビ放送免許の改正という既存免許の範囲内だけで制度整備がなされるのではなく、ラジオ事業者のデジタル化も視野に入れていただき、慎重なる検討をお願いします。（大阪放送）

9. 音声メディアとしてのラジオの健全な発展を考えるならば、テレビのワンセグにおけるサイマル制度の撤廃は、新しいメディアの自由な競争、発展が促される意味からも、ラジオのデジタル化と同時になされるべきであつて、先行しておこなわれるべきではない。（ニッポン放送）

10. テレビジョン放送免許で携帯端末向け「独立サービス」が実施できるよう法制度整備を行うことに際しては、ラジオ放送（携帯端末にはすでにAM・FMが受信できるタイプが市販されており、また、実用化試験放送下のデジタル音声放送が受信できる受信機の発売も期待される中で）と混同されるようなサービスは認めないよう要望します。（文化放送）

11. デジタル化の進展に応じて、ラジオ放送とテレビ放送の現行制度の見直しに言及しているが、デジタルテレビとデジタルラジオとの差別化は、テレビの「ワンセグ」は映像を主体としたテレビジョン放送であり、デジタルラジオは音声主体の放送であり、明確に区別されるものと考えます。また現行制度においてラジオ放送の果たしている社会的役割は、テレビとは異なる大きなものがあることは論を待ちません。制度の見直しは、デジタルラジオ放送がスタートしてから、技術的進歩も考慮しながら慎重に行うべきと考えます。（毎日放送）

12. ラジオ放送についての政策を踏まえて立論すべきである。

【理由】 “テレビジョン放送免許について、携帯端末向けの「独立サービス」が実施できるよう、法改正を含む制度整備を行うことが必要と考えられる。なお、今後、放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する視点から見直しを行うことが必要と考えられる。” とあるが、「独立サービス」で音声が独立に放送されるようになれば、実質としてラジオそのものであり、この部分だけが先行するのは不適当である。

また、「放送のデジタル化がさらに進展した段階」とは、どのような段階を指すのか、不明。また、「見直し」とは区別そのものについてなのか、区別の基準についてなのかも不明。（横浜エフエム放送）

13. 地上デジタルテレビの帯域（6MHz、13セグメント）は高精細度（ハイビジョン）放送サービスを行うために与えられたものと理解しています。しかし12セグメントでハイビジョン放送が行えることから、残る1セグメントで、全く新しい独立サービスを行うというのは、当初の免許の趣旨を逸脱するものと考えます。

このため、この1セグメントが「独立サービス」として新しい放送サービスを行うということならば、全くの別免許として、広く開放すべき帯域と考えます。

また、1セグメントを使用した携帯端末向けサービス（所謂ワンセグ放送）は、地上デジタル音声放送（デジタルラジオ）の1セグメント放送と同じ放送方式です。ワンセグ放送の独立サービスにつきましては、将来にわたってその可能性を否定するものではありませんが、デジタルラジオが未だ本放送をスタートできていない現状下、この独立サービスが先行すれば、デジタルラジオの可能性を閉ざすことにもなりかねません。

現行アナログラジオは「継続」とされていますが、あらゆるものがデジタル化されていくなかで、独りラジオだけが「アナログアイランド」に残されるとは考えられません。むしろそうなるとう放送事業がやっていけなくなることは明白です。

そこでラジオ放送事業者（特にラジオ単営社）はデジタルラジオの将来に夢を託しているわけですが、ワンセグ放送の独立サービス先行でその芽を摘まれては将来はなくなると強く懸念されます。

こうしたことから、ワンセグ放送の独立サービスは、少なくともデジタルラジオの本格スタート（2011年以降）に合わせるなどの配慮を強く希望します。（FM802）

14. 独立サービスの提供については、現行のテレビジョン放送の免許内での制度整備のみならず、新規参入者による新たな道筋も検討されるべきであると考えます。世界に例を見ない、日本初の「放送と通信の本格連携」サービスが創出される可能性があり、その為には新規参入者による新たな視点も必要であると考えます。（伊藤忠商事）

15. 「放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要と考えられる」の部分について賛成いたします。時間的に余裕をもって検討が行われるよう希望します。（エフエム東京）

16. 聴取者・国民に長年に渡って親しまれ、定着してきたラジオ放送の特性がデジタル時代にあっても生かされるような制度整備を希望します。

【理由】 本取りまとめ案の15ページの記述にもあるように、「視聴者からみた場合、テレビとラジオとではメディア特性が大きく異なる」ものであり、また、地域性豊かで身近なメディア、災害時に信頼できるメディアといった、長年に渡って聴取者に定着してきた社会的役割があります。デジタル時代になっても、ラジオ放送が持つこうした基本的役割に変わりはないものと考えます。

従って、いわゆるワンセグにおける「独立サービス」の実施、および「テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現行制度の見直し」に関する制度整備については、基幹メディアであるテレビとラジオがデジタル時代にあっても、互いにその特性を伸ばし、補完しあいながら、視聴者利益の確保のために社会的役割を果たしていくことが極めて重要であるという観点に立脚した制度整備を強く希望します。（デジタルラジオ推進協会）

17. 「ラジオ放送」は音声を中心とした放送サービスとして国民の生活にしっかりと根を下ろし、手軽で身近な情報メディアとして受け容れられている。2005年7月の総務省「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」報告書では、「デジタル時代を迎えてもラジオの特性・社会的役割は変わることはない」と記されている。取りまとめ案は、デジタル化の進展に応じてラジオ放送とテレビ放送を区分している現行制度の見直しに言及しているが、放送制度の根幹にかかわる重大な問題だけに、拙速な議論は厳に慎むべきである。デジタル技術の進歩に依拠した議論だけでなく、基幹放送の一翼を担う地上ラジオ放送が果たしてきた社会的役割、国民から得た信頼などをデジタル時代やIT社会においていかに継承していくかといった視点が不可欠である。（日本民間放送連盟）

18. 第5章2(3)（地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービスの）「今後の制度整備の必要性」について、テ

レビとラジオを区別している現在の制度の見直しが必要とされていますが、「デジタル時代」においてもテレビとラジオはお互いにその特性を生かして発展していくべきものと考えます。

ラジオは深く地域に根ざしたメディアとして、これまでも聴取者の大きな支持を得ているものです。聴取者・視聴者利益の確保の観点からも、現行制度の見直しには反対します。テレビとラジオの区別は継続するべきものと考えます。(朝日放送)

19. テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度は将来も維持すべきと考えます。

【理由】①我が国のAM・FM放送は将来にわたって存続することになっている。

②諸外国もラ・テを区分して規制している。

③目の不自由な方に対するメディアとしてラジオ放送は大きな役割を担っているが、そのラジオ事業者の衰退につながるような方策はとるべきではない。(エフエムナックファイブ)

20. 『デジタル化が更に進展した段階では、テレビ放送とラジオ放送を区別している現行の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要と考えられる』とあります。

1998年の『地上デジタル放送懇談会』報告書第3章の3に「AM/FMの現行の地上アナログ音声放送は、小型で簡便な受信機で手軽に聴取できることから、国民の間に広く浸透しているとともに、1995年の阪神・淡路大震災において、ラジオの有用性を認識させるなど非常災害時等における情報通信メディアとしての役割を有している。」とあります。

また、2006年に総務省より示されました『デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会』の最終報告書には、『ラジオの担う社会的役割』(P5)「ラジオ放送は・・・地域密着情報の提供や災害時における情報伝達手段として広く普及してきたところであり、テレビ放送と並ぶ基幹的メディアとしての役割をはたしてきた」

『デジタルラジオの意義』(P10)「ラジオ放送は・・・我が国におけるユビキタスネットワーク社会の構築に欠かせない要素」であり「ラジオ放送のデジタル化により・・・多チャンネル放送、データ放送、通信・放送連携サービスといった多種多様な放送サービスを行える」

『アナログラジオが果たす社会的役割』(P49)「受信機を容易に保有でき、聴取者が親しみやすいメディア特性を有するアナログラジオは、我が国の基幹的メディアを構成する重要な存在」と、それぞれ明記されています。

すなわち「デジタル時代を迎えても、このようなラジオの特性・社会的役割は変わることはない」と位置づけられています。

つまり、テレビとラジオの特性は異なっており、互いのノウハウの蓄積のもとでその特性を伸ばしあい、共に社会的役割を果たし発展していくことが活動の基本であり、通信・放送のデジタル化が進むなかにおいて、テレビもラジオもそれぞれの基本に立脚したうえで視聴者利益を確保することが重要ではないかと考えます。(大阪放送)

2 1. 「今後、放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要」とある。見直しについての具体的な内容が述べられていないが、テレビ、ラジオともそれぞれ特有の視聴・聴取形態があり、メディアとしての位置づけは異なるものである。テレビとラジオを同一の制度に置くことで、視聴者にとってどのような利益があるのか、この点を十分に研究した上で検討を進めることを要望する。(九州朝日放送)

2 2. 「テレビジョン放送」と「ラジオ放送」の区別をなくして「デジタル放送」とひと括りすることについては、慎重な検討が必要である。

【理由】 テレビとラジオはそれぞれの持つ特性によって国民の知る権利を互いに補完し合うメディアとして発展してきた経緯がある。映像中心のメディア環境にあっても、音声中心のラジオ放送には根強い聴取者が存在することからしても、今後もテレビとラジオは別媒体として維持されることが適当と考える。

今後はデジタル放送のメリット還元観点から、制度上は「動画」を併せ送ることができるようにしておくべきものと考え、その場合でも、視聴者が全体として「ラジオ放送」と認識できるようにすべきである。(テレビ朝日)

2 3. 同章 48 ページ、テレビとラジオの区別について、ラジオはあくまでも音声中心のメディアで、車の運転中でも、歩行中でも利用が可能な(アイズ・フリー)簡便なメディアである。いっぽうテレビは、映像と音声によるメディア。両者は異なるメディア特性をもっている。ゆえにデジタル化によって技術的に近似したものになったとしても、特性が異なるものであることからして、制度的には区別されることが望ましい。ラジオとテレビは、お互いにそれぞれの特性を伸ばし、お互いに国民の利益にかなう社会的役割を果たしてゆくことを前提に、制度構築がなされるべきであろう。(ニッポン放送)

2 4. 「テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要と考えられる。」については、まさしく視聴者利益を確保する観点からも基幹的メディアであるテレビとラジオはデジタル時代にあっても互いにその特性を伸ばし補完し合うことが重要と考え、現行制度の堅持を要望します。(文化放送)

2 5. ラジオはこれまで簡便で身近な音声メディアとして親しまれ、映像を中心としたテレビジョンとともに、我が国の放送文化の向上や地域貢献などの社会的役割を果たしてきました。デジタル化が進展するにしても、この役割が大きく変わることはないと思われ、むしろ、デジタル化でそれぞれの持つ特性が一段と伸ばされ、より役割が果たせるものと考えます。

従って、放送のデジタル化が進展しても、テレビジョンとラジオは基本的に区別すべきものであり、現行制度を見直すにしても、この観点を重視していただきますよう希望します。(FM802)

				26. <u>テレビジョン放送とラジオ放送とは、今後も、お互いに特性を生かして発展すべきである。両者を区別している現在の制度を維持・継続すべきだ。(朝日新聞社)</u>
				27. <u>「テレビジョン放送とラジオ放送の現制度自体の見直し」については、テレビラジオの枠組みを超えたサービスも検討されるべきであり、新規参入者による新サービスの提供が可能な制度整備を希望します。(伊藤忠商事)</u>

6. その他の意見

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）
				<p>1. 当連盟はこれまで、民間放送事業者の経営基盤の強化が視聴者利益の確保につながるとの観点から、マスメディア集中排除原則の緩和を要望してきた。多メディア・多チャンネル環境下において、民間放送事業者が放送番組を充実させ、社会的役割を十分に果たすためには、民間放送事業の構造強化や安定化が不可欠である。</p> <p>今回の取りまとめ案に示された制度見直しの方向性については概ね賛成するとともに、マスメディア集中排除原則や放送持株会社の在り方に関しては、民放事業者の中でも、その事業規模や地域性、無料・有料の事業形態などによって、さまざまな考え方があるため、制度化等にあたっては各事業者の意見・意向を十分に汲み上げるよう要望する。（日本民間放送連盟）</p>
				<p>2. <u>短波放送のデジタル化について</u>当研究会では議論されていないが、ITU 及び諸外国の動向を踏まえ、我が国においても適切な時期（できれば早期）に制度化を希望する。また、当社が平成 18 年 8 月 23 日に開催された電波監理審議会の意見聴取（事案名：無線設備規則の一部を改正する省令案）において別途意見陳述を行ったとおり、デジタル化により今後大きな発展が見込まれる短波放送用周波数帯における電磁環境の保護（人工雑音の抑制）が重要である。</p> <p>【理由】 メディアを取り巻く環境が大きく変わった。ラジオ放送の開始以来、世界で 80 年以上も変わらず続けられた AM 放送の歴史に大きな改革をもたらす新しいサービス、デジタル放送の時代が訪れようとしているのは短波放送においても例外ではない。デジタル化により、短波放送のカバーエリアにおいて FM 放送並みの音質のサービスが可能となった。①短波放送の音質を飛躍的に改善し、②一周波数による複数音声の放送を可能とし、③テキストによるデータ放送を可能としている。DRM (Digital Radio Mondiale) は、ITU-R 勧告 BS. 1514-1 (2002 年 10 月) により短波のデジタル放送方式として世界の単一標準となり、2003 年世界無線通信会議 (WRC-03) で周波数の使用が公式に認められるとともに、早期導入が決議された。日本は、山有り谷有りで電波の飛び難い地形をしている。しかし、電離層反射波を使う短波放送は、山間僻地・離島・沿岸水域を含めて日本全国をあまねくカバーできる。有事または大規模災害時には、短波放送は 1 局で日本全国津々浦々に情報を伝えられる。当社は、災害対策基本法の指定地方公共機関及び国民保護法の指定公共機関であり、短波放送は、日本国民共通の財産として必要性が認められている。</p> <p>しかしながら、当社が平成 18 年 8 月 23 日に開催された電波監理審議会の意見聴取（事案名：無線設備規則の一部を改正する省令案）において別途意見陳述を行ったとおり、短波帯における電磁環境の保護が喫緊の課題と</p>

なっており、デジタル化による今後の短波放送の発展を阻害しないよう、短波放送の受信状況に十分考慮した人工雑音の抑制が重要である。一方、世界の国際放送はリアルタイムで生の情報を受信できる。例えば、ドイチェベレ（ドイツ）のベルリンフィルやトップテン、BBC（イギリス）のニュース、そのほか、ボイス・オブ・ロシア（ロシア）、中国国際放送局（中国）、他のヨーロッパ諸国などから母国語のニュースや放送が、国境を越えてFM並みの音質で聴ける時代が近付いている。

「短波放送の電波は、人類が手にした貴重な財産である。」

DRM 放送は 2003 年 6 月より試験電波が発射され、現在ヨーロッパを中心に 1 日 700 時間の本放送又は試験放送が行われている。

- ・ドイツの公共放送ドイチェベレ（DW）は正式放送と表明
- ・ロシアは実用化に向けて試験中
- ・2006 年 6 月 4 日からニュージーランドの公共放送 RNZI（Radio New Zealand International）が DRM 放送を、太平洋向けに 100kw で約 24 時間の放送を開始した。日本国内で地域・時間・周波数によっては、DRM 放送の受信が可能となった。

公式放送の送信スケジュール【参照：<http://www.rnzi.com/pages/listen.php#sw>】

RNZI Technical Information【参照：<http://www.rnzi.com/pages/technical.php>】

- ・中国は 2008 年、北京オリンピックの DRM 放送を決めたと報道されている
- ・Live Broadcasts Schedule

【出典：<http://www.drm.org/livebroadcast/livebroadcast.php>】

サービスエリアを広域に確保するための送信モードは FM モノラル並みの音質。ドイチェベレでは送信電力を上げてステレオ放送で試験電波を発射している。BBC ではデータ（テキスト）放送の試験電波も発射している。

DRM（Digital Radio Mondiale/Mondiale：フランス語で「世界」の意味）は、著作権管理手法を意味する DRM（Digital Rights Management）としばしば混同されるが、ここでは 30MHz 以下（長波、中波、短波帯）でのデジタル放送の世界単一標準の作成を目指して結成されたコンソーシアムをいう。また、その放送方式名も DRM 方式という。

- ・DRM コンソーシアムは、世界の主要放送事業者、メーカー、研究機関、標準化機関（ITU（国際電気通信連合）、EBU（欧州放送連合）、ABU（アジア太平洋放送連合）などを含む）等、約 30 カ国の約 100 団体で構成されている。

- ・ DRM 方式は、ITU-R (国際電気通信連合無線通信部門) が勧告として承認、IEC (国際電気標準会議)、ETSI (欧州電気通信標準化機構) で既に標準化済み。
- ・ 2004 年、MAYAH 社が初めての商用受信機を発売したのに続き、2005 年 9 月の IFA2005 (ベルリン国際コンシューマー・エレクトロニクス展) では多くのメーカーが、SD カードへの録音機能付きやカーラジオなど、従来の短波ラジオの常識を超える DRM 対応受信機を発表・展示。その中には、Panasonic のカーラジオの試作品も含まれている。
- ・ 2006 年 7 月、独の通販サイトで Morphy Richards DRM Radio (SD カードスロット付ポータブルラジオ) を 199Euros で発売。
- ・ 2006 年 10 月、欧州にて Sangean DRM-40 (MP3 音声録音のための SD カードスロット付ポータブルラジオ) が 299Euros で発売予定。

「短波のデジタル化は、既に存在している技術」といえる。

世界無線通信会議 (2003 年ジュネーブ) は、決議第 517 (WRC-03、改) により、以下を主管庁に要請している。

「2004 年 1 月 1 日以降に使用を開始する HF 帯の新しい放送送信機すべてに、デジタル変調を提供する機能を組み込むよう奨励すること。」。

短波放送のデジタル化は、世界的な動きとなりつつある。(日経ラジオ社)

3. デジタル化移行の進捗状況についての表現が少ないので改善して欲しい。ワンセグの技術によって一定の回避が実現したものの、著作権対策として導入した B-CAS や C-CAS の導入によってデジタル移行の遅延や国際問題への懸念が発生している事実に対し、踏み込んだ評価をすべきではないかと考えます。(個人)

4. 2011 年 7 月にアナログ放送が完全に終了することになっていますが、以下の様な問題点があると私は考えています。

- ・ 地方では今年の年末からにやっとデジタル放送が開始されます。
- ・ テレビ受像器は通常 10~20 年の寿命があります。
- ・ デジタル放送終了まで僅か 5 年しかありません。
- ・ 家電情報に比較的敏感な私がアナログ放送終了の時期を知ったのは恐らく去年です。
- ・ 特に地方や年輩者は、アナログ放送が終了して現有のテレビが見られなくなる事を殆ど認識していません。
- ・ 家電店ではまだまだアナログテレビが販売されており、特に大型ではないテレビはまだまだアナログタイプが主流です。
- ・ デジタルタイプはまだまだ高額で、特にテレビが娯楽の主流である高齢者にとっては購買対象に成りづらい一面があります。

以上のような現状を踏まえれば、アナログ放送終了時期は現実が直視されていない一方的な決定事項と言わざるを得ない、又国民に余分に支出を強いるものではないかと思っています。

以上のような観点から、

- ・デジタル放送とは何か？アナログ放送とは何か？アナログ放送が終了したらどうなるのか？等々の国民への情報広報
- ・家電販売店等身近な場所での情報発信による周知徹底
- ・場合によってはアナログテレビの早期製造終了

等々の処置を講じた上で、アナログ放送終了時期は、全国津々浦々までデジタル化された後、最低でも10年の期間が必要ではないかと考えます。(個人)